

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【事業年度】	第12期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	セーファー株式会社
【英訳名】	Safie Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 佐渡島 隆平
【本店の所在の場所】	東京都品川区西品川一丁目1番1号
【電話番号】	03-6372-1276
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 兼 VP of Finance 佐竹 祥治
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西品川一丁目1番1号
【電話番号】	03-6311-4570
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 兼 VP of Finance 佐竹 祥治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	-	9,252,550	11,817,209	15,049,858	19,029,026
経常損失() (千円)	-	1,298,701	1,110,518	623,592	119,346
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	-	1,434,321	1,438,686	1,552,485	437,887
包括利益 (千円)	-	1,433,772	1,438,091	1,552,232	452,184
純資産額 (千円)	-	11,241,467	10,016,941	8,569,167	9,224,521
総資産額 (千円)	-	12,725,542	11,701,532	11,024,087	12,080,583
1株当たり純資産額 (円)	-	208.56	181.26	153.97	162.76
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	-	27.05	26.34	28.07	7.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	7.78
自己資本比率 (%)	-	88.3	85.6	77.4	75.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	5.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	106.85
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	1,537,859	1,386,016	101,078	123,553
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	1,447,669	310,500	274,539	1,206,331
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	107,875	141,596	38,717	104,243
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	8,671,628	7,116,707	6,699,232	5,720,149
従業員数 (人)	-	337	428	470	548
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(12)	(12)	(11)	(15)

(注) 1. 第9期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 第9期、第10期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。

3. 第9期、第10期及び第11期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載していません。

4. 第9期、第10期及び第11期の株価収益率については、1株当たり当期純損失を計上しているため記載していません。

5. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	8,456,884	9,252,550	11,817,209	15,024,401	18,914,187
経常利益又は経常損失 (千円)	153,815	1,290,865	1,072,327	527,917	4,525
当期純利益又は当期純損失 (千円)	173,981	1,426,396	1,400,315	1,462,283	428,103
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	5,404,872	5,476,879	5,584,350	5,617,220	5,651,180
発行済株式総数 (株)	52,143,000	53,876,476	55,256,695	55,449,850	55,729,765
純資産額 (千円)	12,531,283	11,249,393	10,063,237	8,676,340	9,196,490
総資産額 (千円)	13,721,304	12,733,378	11,747,649	11,104,296	12,064,612
1株当たり純資産額 (円)	240.22	208.71	182.09	156.30	164.53
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	3.69	26.90	25.63	26.44	7.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	7.61
自己資本比率 (%)	91.3	88.3	85.6	78.0	76.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	4.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	109.35
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	276,266	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	118,476	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	10,403,927	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	11,549,281	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	256 (6)	337 (12)	428 (12)	466 (11)	534 (15)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	- (-)	36.2 (97.5)	35.9 (125.1)	35.9 (150.7)	38.4 (189.1)
最高株価 (円)	4,000	2,248	1,020	926	1,192
最低株価 (円)	1,848	495	712	566	629

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、第8期は関連会社が存在しないため記載しておりません。また、第9期より連結財務諸表を作成しているため、第9期以降の持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。
2. 第8期、第9期、第10期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
4. 第8期、第9期、第10期及び第11期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 第8期、第9期、第10期及び第11期の株価収益率については、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 第9期より連結財務諸表を作成しているため、第9期以降についてはキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
8. 当社は、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
9. 2021年9月29日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第8期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
10. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日の東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。それ以前については、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2021年9月29日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
11. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

2014年10月	「映像から未来をつくる」をビジョンに掲げ、創業者3名が在籍していたモーションポートレート株式会社より関連事業及び資産の譲渡をうけ、東京都品川区西五反田にセーフィー株式会社設立
2014年12月	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社への第三者割当増資を実施
2015年5月	BtoC向けのクラウド録画型防犯カメラサービス「Safie HOME」をリリース
2015年7月	BtoB向けのクラウド録画型防犯カメラ「Safie PRO」をリリース
2016年5月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格「ISO/IEC27001:2013」及び「JIS Q 27001:2014」の認証を取得
2017年6月	本社を東京都品川区西五反田一丁目26番7号に移転
2017年9月	オリックス株式会社、関西電力株式会社、キャノンマーケティングジャパン株式会社、価値共創ベンチャー有限責任事業組合、株式会社ティーガイアへの第三者割当増資を実施
2017年11月	キャノンマーケティングジャパン株式会社へのSafie PROのOEM提供となる「Visual Stage Type-S」のサービス開始
2017年12月	KDDIまとめてオフィス株式会社へのSafie PROのOEM提供となる「まとめてネットワークカメラ with safie」のサービス開始 屋外現場向け防水防塵性能を兼ね揃えたクラウドカメラ「Safie G0」をリリース
2018年7月	POSレジ連携サービス「Safie POSジャーナル連携オプション」をリリース
2018年10月	東日本電信電話株式会社（NTT東日本）へのSafie PROのOEM提供となる「ギガらくカメラ クラウドプラン」のサービス開始
2019年1月	本社を東京都品川区西五反田二丁目29番5号に移転
2019年3月	株式会社USENへのSafie PROのOEM提供となる「NEXTクラウドビュー」のサービス開始 ウェアラブル型クラウドカメラ「Safie Pocket」をリリース
2019年6月	セコム株式会社へのSafie PROのOEM提供となる「セコム画像クラウドサービス」のサービス開始
2019年9月	日本電気株式会社（NEC）が提供するNECモバイルPOSとのAPI連携サービス開始 キャノンマーケティングジャパン株式会社、セコム株式会社への第三者割当増資を実施
2019年10月	顔認証を活用した来訪者分析サービス「Safie Visitors」をリリース NTTインベストメント・パートナーズファンド3号投資事業有限責任組合、31VENTURES-グローバル・ブレイン-グロースI合同会社、関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合、価値共創ベンチャー有限責任事業組合への第三者割当増資を実施
2020年7月	ウェアラブル型クラウドカメラ「Safie Pocket2」をリリース エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社へのSafie PROのOEM提供となる「coomonita（コーモニタ）」のサービス開始
2020年9月	顔認証を活用した入退管理サービス「Safie Entrance」をリリース
2021年2月	Open API「Safie API」提供開始
2021年4月	建設現場向けに重機取付型セーフティカメラシステム「ドボレコJK」をリリース 建設現場向けにクレーンカメラとクラウド録画サービス「Safie」の連携サービスをリリース
2021年9月	本社を東京都品川区西五反田一丁目5番1号に移転
2022年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2022年4月	クラウド型顔認証入退室サービス「Safie Entrance2」をリリース 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2022年7月	セーフィーベンチャーズ株式会社（連結子会社）を設立
2022年9月	エッジAI搭載カメラ「Safie One」をリリース MUSVI株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社化
2023年6月	ウェアラブル型クラウドカメラ「Safie Pocket2 Plus」提供開始
2023年7月	本社を東京都品川区西品川一丁目1番1号に移転
2023年8月	HDMI出力対応ルータ「Safie Connect」提供開始
2023年11月	関西支店を開設
2024年1月	Kix株式会社（連結子会社）を設立 SAFIE VIETNAM CO., LTD.（連結子会社）を設立
2024年2月	屋外向けクラウドカメラ「Safie G0 360」提供開始 映像×AIの調査サポートサービス「Safie Survey」提供開始 タイ駐在員事務所を設立
2024年3月	屋外向けクラウドカメラ「Safie G0 PTZ AI」提供開始
2024年9月	関西支店をうめきた2期地区開発事業「グラングリーン大阪」へ移転

2024年10月	NEDO公募の「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業/データ・生成AIの利活用に係る先進事例に関する調査」に「AIソリューションプラットフォーム」事業案が採択
2025年1月	セーフィーセキュリティ株式会社(連結子会社)を設立
2025年3月	ネットワーク接続型ストレージ製品「Safie Trail Station」提供開始
2025年4月	コンパクトな屋内用置き型ネットワークカメラ「Safie PT CAM」提供開始
2025年11月	セーフィーフィールドワークス株式会社(連結子会社)を設立 スマートセキュリティシステム「Safie Security Alert」提供開始
2025年12月	SAFIE (THAILAND) CO., LTD. (連結子会社)を設立

3【事業の内容】

当社グループは「映像から未来をつくる」をビジョンに掲げ、家から街まであらゆるビジネスシーンで活用されている映像をデータ化することで、人々の意思決定を支援するクラウド録画型映像プラットフォーム「Safie（セーフィー）」を開発・提供しております。「Safie」は高画質・安価・安全で、いつでもどこでも誰もが簡単にスマートフォンやパソコンで利用でき、小売・飲食・サービス・建設・物流・製造・インフラ・公共・医療などの幅広い業界にて活用いただいております。

「Safie」は自社開発のソフトウェアをカメラ機器等のハードウェアに組み込んだサービスであり、映像データをクラウドにアップロードするだけではなく、クラウドからの指示に従ったデバイスの制御やデバイス上での画像処理を柔軟に行うことができます。具体的には、対応デバイスによりカメラの首振りやズーム操作、高精細な静止画の取得、GPS情報の取得、接続された外部デバイスの情報取得ができます。

さらに「Safie」はサブスクリプション型サービスとして、録画機能以外にさまざまな映像分析や連携サービスを追加できるプラットフォームです。2015年のサービス提供開始以来、屋内向けクラウドカメラ「Safie PRO（セーフィー プロ）」、屋外向けクラウドカメラ「Safie GO（セーフィー ゴー）」、ウェアラブルクラウドカメラ「Safie Pocket（セーフィー ポケット）」などのラインナップの他、付帯する多様なオプションサービスやソリューションを提供・開発しています。これらのサービスは、直販および多くの販売パートナーを通じて、法人・個人のお客様に提供されています。2025年12月末時点で、課金カメラ台数は35.4万台に達し、2024年のクラウドモニタリング・録画サービス市場では、稼働台数ベースで約55.3%（注1）のシェアを獲得しています。

「Safie」のソフトウェアモジュールは汎用性が高く、さまざまなハードウェアに組み込むことができ、サブスクリプション型のビジネスモデルへの移行を支援します。通信事業者・サーバー事業者と連携し、固定通信、モバイル通信インフラ、5G、データストレージを活用することで、拡張性が高く、セキュアで安定した映像インフラの構築とサービス提供を実現することができます。また、拡大戦略としてパートナー企業とともに事業成長することを目指しており、NTTグループ、Canonグループ、SECOMグループなどの企業グループとは資本・業務提携を行い、販売パートナーとして当社グループサービスをOEM提供することで先方のブランド力を生かした「Safie」の拡大を担っていただいております。加えて、工事事業者パートナーとも連携することで、大規模な工事を要するエンタープライズ顧客向けのカメラ設置案件にも対応することが可能となっております。

当社グループが日々向き合う深刻な労働力不足という社会課題に対して、AI活用の需要は高まっています。当社グループは、これまで現場をDXして参りましたが、AIを活用した「AX（注2）」への歩みを加速させていきます。当社グループが持つ映像プラットフォームと、膨大な映像データを活用し自社開発のみならず、外部開発者も活用可能なオープンなAIプラットフォーム「Safie AI Studio（セーフィー エーアイ スタジオ）」を構築することで、あらゆる現場へのAIの社会実装を推進します。将来的には、自律的に連携する「AIエージェント」が現場で働く人々を支え、フィジカルAI時代の不可欠なインフラ企業としての地位を確立するとともに、現場で働く人々をエンパワーメントしてまいります。

（注1）Techno Systems Research Co.,Ltd.「ネットワークカメラのクラウド録画サービス市場調査（2024）」。調査対象は、ネットワークカメラを利用したクラウドサービスであり、モニタリングもしくは録画サービス機能を提供している有料サービス。OEM提供を含むカメラ登録台数ベースでのシェア。

（注2）AI Transformationの略語。AI技術を活用し、企業におけるこれまでの組織やシステム、ビジネスモデル、業務オペレーション等をより付加価値の高いものへ変貌させ、利益の増加や生産性の向上を図ることをいう。当社グループでは特に現場のオペレーションの変革をAIで加速させることを現場AXと称している。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) セーフィー ベンチャーズ 株式会社	東京都品川区	50,000	スタートアップ企業を中心に、広く先進的IT・サービス企業への投資	100.00	役員の兼任あり。 資金援助あり。 管理業務の受託。
Kix株式会社	東京都品川区	50,000	システム開発、DXコンサルティング	70.00	当社商品の提供。 管理業務の受託。
SAFIE VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	53,167	ベトナムにおける販売活動	100.00	役員の兼任あり。 資金援助あり。 当社商品を提供。
セーフィー セキュリティ 株式会社	東京都品川区	112,750	遠隔見守りサービスの開発・ 運営および関連サービスの提供	61.20	役員の兼任あり。 管理業務の受託。
セーフィー グロース パートナーズ 株式会社	東京都品川区	20,000	レンタル・リース事業	100.00	役員の兼任あり。 管理業務の受託。
セーフィー フィールド ワークス 株式会社	東京都品川区	25,000	ネットワークカメラ・通信機 器・その他弱電設備の販売、 施工、保守サービスの提供	100.00	役員の兼任あり。
SAFIE(THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク	54,450	タイにおける販売活動	49.00	役員の兼任あり。
(持分法適用 関連会社) MUSVI株式会社	東京都品川区	100,000	実空間接続プラットフォーム の開発・企画・運営・テレプ レゼンスシステムの販売・ リース及びコンサルティング	16.67	サービスの一部を当社 に提供。 役員の兼任あり。

- (注) 1. 2025年1月6日にセーフィーセキュリティ株式会社を設立し、同社を連結子会社といたしました。
2. 2025年7月1日にセーフィーグロースパートナーズ株式会社を設立し、同社を連結子会社といたしました。
3. 2025年11月4日にセーフィーフィールドワークス株式会社を設立し、同社を連結子会社といたしました。
4. 2025年12月26日にSAFIE(THAILAND) CO., LTD.を設立し、同社を連結子会社といたしました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
映像プラットフォーム事業	548 (15)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループは、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、全社の従業員数を記載しております。
3. 従業員数は、当連結会計年度において78名増加しております。これは主に事業の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
534 (15)	35.4	2.90	7,671

セグメントの名称	従業員数(人)
映像プラットフォーム事業	534 (15)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、全社の従業員数を記載しております。
4. 従業員数は、当事業年度において68名増加しております。これは主に事業の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の 育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1、3、4		
		全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
11.1	107.7	77.9	78.9	75.2

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 非正規雇用労働者には有期契約社員、パートタイマーを含み、派遣社員を除きます。なお、パートタイマーについてはフルタイム換算をしております。
4. 男女の賃金差異についての主な要因は男女間の等級別人数構成の差によるものであります。非正規雇用労働者については、女性はパートタイマーのみで構成されているためであります。なお、賃金制度・体系において性別による差異はありません。

連結子会社

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは「映像から未来をつくる」というビジョンを掲げ、家から街まであらゆるビジネスシーンの映像をデータ化することで、人々の意思決定を支援するクラウド録画型映像プラットフォーム「Safie」を開発・提供しております。「Safie」は高画質・安価・安全で、誰でも簡単にスマートフォンやパソコンで使える防犯カメラサービスであり、優位性の高い製品・サービスやアプリケーション、ソリューションが開発・提供されることで、小売・飲食・サービス・建設・物流・製造・インフラ・公共・医療などの幅広い業界の「現場DX」を支援しています。

加えて、映像、クラウド、AI技術を駆使し、またAPIを通じて様々な開発パートナーがデータ連携をできるオープンなプラットフォームを構築することで、一人一人の日々の意思決定を迅速かつ効果的に行える世界の実現を目指してまいります。

(2) 当社グループの強み

商品の優位性とそれを支える技術力

「Safie」は従来の防犯カメラサービス（注）に比べ、高画質、高セキュリティ、そして優れたコストパフォーマンスを兼ね揃えたクラウド録画サービスとして、あらゆる業界の顧客に活用されております。

このサービスを支える当社の競争力の源泉は、ユーザー視点を考慮したUI/UX開発力に加え、それを下支える多層的な技術スタックにあります。膨大な映像トラフィックを遅延なく処理し、スケーラビリティと堅牢性を両立させるクラウドネイティブなバックエンド技術、多様なエッジデバイスをシームレスに統合する高度な組み込みソフトウェア開発能力、そして映像データを価値あるインテリジェンスへと変換する独自のAIパイプライン構築力。これら各領域の専門知を融合させることで、他社の追従を許さないサービス基盤を開発・提供しております。

創業以来、膨大な映像データを安定的にクラウド保存・配信するインフラ構築技術、および外部連携を最適化するAPIなどの技術力と独自の仕組みが本質的な強みであり、映像プラットフォームとしての圧倒的な優位性を追求し続けております。

（注）アナログデータを出力するアナログカメラや、設置場所に録画装置を必要とするネットワークカメラを用いた防犯カメラサービス。

あらゆる業界の顧客基盤

当社グループのサービスは、多種多様な業界の大手から中小企業まで幅広く活用されています。従来の「防犯」用途に留まらず、現場運営の生産性向上を目指した業務改善や、売上向上を目的としたマーケティング施策など、経営の根幹を支えるソリューションとして進化を続けています。

例えば、大手アパレルチェーン企業においては、各店舗に設置したカメラを本社で一元管理し、複数の店舗映像を同時に確認・比較することで、接客オペレーションの実態を把握し、改善に当社グループのサービスを活かしています。また、建設会社やハウスメーカーでは、本社のベテラン社員が、全国の施工現場に設置されたカメラを使って、現場の状況をリアルタイムで確認し、指示を出すことで、移動時間や作業時間の短縮、そして施工品質の維持を実現しています。さらに、映像データをAIで解析することにより、不安全行動や危険エリアへの立ち入りをリアルタイムに検知し、属人的な監視に頼らない高精度な安全管理体制などを実現しています。当社グループのサービスは小売・飲食・サービス・建設・物流・製造・インフラ・公共・医療などのさまざまな業界での活用が見込まれていますが、各業界が抱える課題は異なります。そこで当社グループとしては、業界ごとの課題に対する理解を深め、その課題を解決するために膨大な映像データと最新のAI技術を掛け合わせることで、各業界固有の課題を解決する高付加価値なソリューションを展開し、さまざまな業界の「現場AX」を推進してまいります。

プラットフォームの拡張性と豊富なサービス・ソリューションラインナップ

当社グループが提供するプラットフォーム上には既に約35万台のクラウドカメラから送られる膨大なデータが集約され、簡単かつセキュアにデータ連携やAI活用が可能となっております。顧客の膨大な映像データは当社グループが契約するクラウドサービス上で管理されておりますが、当社グループの利用規約において録画映像の知的財産権はそれぞれの顧客に帰属し、当社グループはこの映像を閲覧することはできない仕組みになっており、顧客の映像データは安全に管理されております。ただし、顧客からの個別の同意のもと、適切な認証プロセスを経た上で、当社グループや開発パートナーに映像を共有いただくことで、様々な新サービスの開発検討に活かすことがあります。またAPIを通じて開発パートナーが「Safie」とデータ連携を行うためのアプリケーションの開発や連携を行うことや、「Safie」の組み込みソフトをデバイスメーカー等に提供することで多様な他社機器と連携することが可能です。また、映像データをAIで解析したソリューションを生み出すことが容易にやすくなり、クラウドとAPIやAIを活用したプラットフォーム基盤の構築が進んでいます。

当社グループは創業以来、あらゆる業界の異なるニーズに応えるため、顧客からのフィードバックを活かしながら、デバイスおよびソリューションラインナップを拡充し続けてきました。主に、建設業界の顧客の声から生まれたウェアラブルカメラ「Safie Pocket」では、現場の遠隔化を実現するなど、当社は常に現場起点の開発を続けてきました。また、2022年9月に提供開始した「Safie One（セーフィー ワン）」、2024年3月に提供開始した「Safie GO PTZ AI（セーフィー ゴー पीティーゼット エーアイ）」をはじめとしたエッジAI搭載モデルは、導入後も機能をアップデートできる「賢くなるカメラ」として、単なる防犯の枠を超え、変化する社会課題に応えるソリューションとして進化しています。また、業界特化型ソリューションを迅速かつ多数量産するための基盤として、当社は2026年2月にAI開発・運用プラットフォーム「Safie AI Studio」の提供を開始しました。本プラットフォームは、現場ごとに異なる多様なニーズに応じたAIソリューションを効率的に開発・実装する環境を提供し、高付加価値サービスの展開スピードを飛躍的に高めるものです。これにより、顧客ニーズにあったAIソリューションを素早く、大量に生み出せるようになります。

当社グループのサービスを導入済みの顧客からはそのサービスの利便性と拡張性を高く評価されております。数店舗の導入からの全国店舗への導入拡大や、防犯用途で導入されたのちに、マーケティング用途やオペレーション改善を目的とした追加導入など、既存顧客からの多様なリピートオーダーが創出されております。

販売力と強固なデリバリー体制

当社グループでは、展示会やWebサイトを活用したデジタルマーケティング等を通じて流入した企業への営業を中心とする直販営業網と、販売パートナー各社を通じた拡販が可能な営業網を有しております。双方の商流を活用することでクラウドモニタリング・録画サービス市場における稼働台数のシェアNo. 1を獲得しています。直販営業網では、営業組織の強化を進め各業界の大手顧客とのリレーションを築き取引を拡大させてきたことで、2022年以降は毎年約30%の成長率を誇っています。

販売パートナーとしてはNTTグループ、Canonグループ、SECOMグループを筆頭に、全国数千人規模の営業員や顧客ネットワークをもつ大企業の強みを活用した効率的な営業網を構築しております。販売パートナーと密に連携し、販売パートナーの事業成長にもコミットすることで当社グループの安定成長も実現しています。また、当社グループが直販営業で培った顧客セグメントごとの販売ノウハウを販売パートナーに共有をしたり、販売パートナーのブランド力を活かして販売パートナー独自の名称でサービス展開をしたり、販売パートナー各社の商材ともAPIで連携して独自商材をつくるなど、お互いの強みを活かして補完し合う協業を行っております。販売パートナーとの収益モデルは、当社グループから販売パートナーへカメラやクラウドサービスを販売し、販売パートナーがそれぞれの顧客へ再販するモデルとなっております。

大手企業や中小企業からの多様なニーズに応えるためのデリバリー体制も強化しています。当社グループでのカメラの導入に伴う設置工事件数は年々増加しておりますが、大規模な大型案件の受注にも耐えられる体制を整えております。こうした中、当連結会計年度においては、カメラの設置工事・保守を専門とする子会社「セーフィーフィールドワークス株式会社」を設立し、カメラ販売からメンテナンスまで一貫通のワンストップサービスを開始しました。多角的な専門知見と自社施工インフラを融合させることで、顧客体験の向上と自社収益向上の両立を図り、周辺機器販売を含む現場のトータルサポートを推進しています。さらに、当社グループのセーフィーベンチャーズ株式会社からの出資企業をはじめとするスタートアップ企業との協業により、クラウドカメラ以外のデバイスやサービスまで、当社グループが提供可能なサービスラインナップを拡充し、顧客が有する個別のカスタマイズニーズにも対応可能なシステムインテグレーション機能も強化しています。

高い安定性を誇る財務・収益モデル

当社グループの中核サービスであるクラウド録画サービス「Safie」の課金モデルは、継続収入が見込めるリカーリング型の収益モデルとなっておりますが、このサービスの起点となるカメラは顧客に販売されるため、当社グループの売上高の構成は、リカーリング収益のみならず、スポット収益も伴います。スポット収益にはカメラ等の機器販売や設置工事費などが含まれ、リカーリング収益には、クラウド録画サービス、画像解析サービス、一部のカメラのレンタルサービスやLTE通信費などが含まれております。

カメラ1台当たりの収益構造として、導入時にスポット収益が発生し、その後毎月クラウド録画サービスや画像解析サービスなどのリカーリング収益が発生するため、カメラが継続利用されると最終的にはリカーリング収益のほうがスポット収益よりも大きくなる構造になっております。

当社グループはリカーリング収益をより重視しており、その達成状況を判断するための経営上の指標はARR（注1）とし、2024年12月末は11,937百万円、2025年12月末は14,523百万円となっております。また、ARRに関連する指標として、MRR（注2）及び課金カメラ台数（注3）を注視しております。課金カメラ台数は2024年12月末時点で29.3万台、2025年12月末時点で35.4万台と増加しております。

また当社グループの顧客からは、追加のカメラ導入や画像解析サービスが発生しており、2025年12月期において当社グループの直販NRR（注4）は109.9%、販売パートナーNRR（注4）は117.0%、全社平均月次解約率（注5）は0.8%になっております。

（注）1．ARR：Annual Recurring Revenueの略称。該当月のMRRを12倍して算出。

2．MRR：Monthly Recurring Revenueの略称。MRRは対象月末時点における継続課金となる契約に基づく当月分の料金の合計額（販売代理店経由の売上含む）。

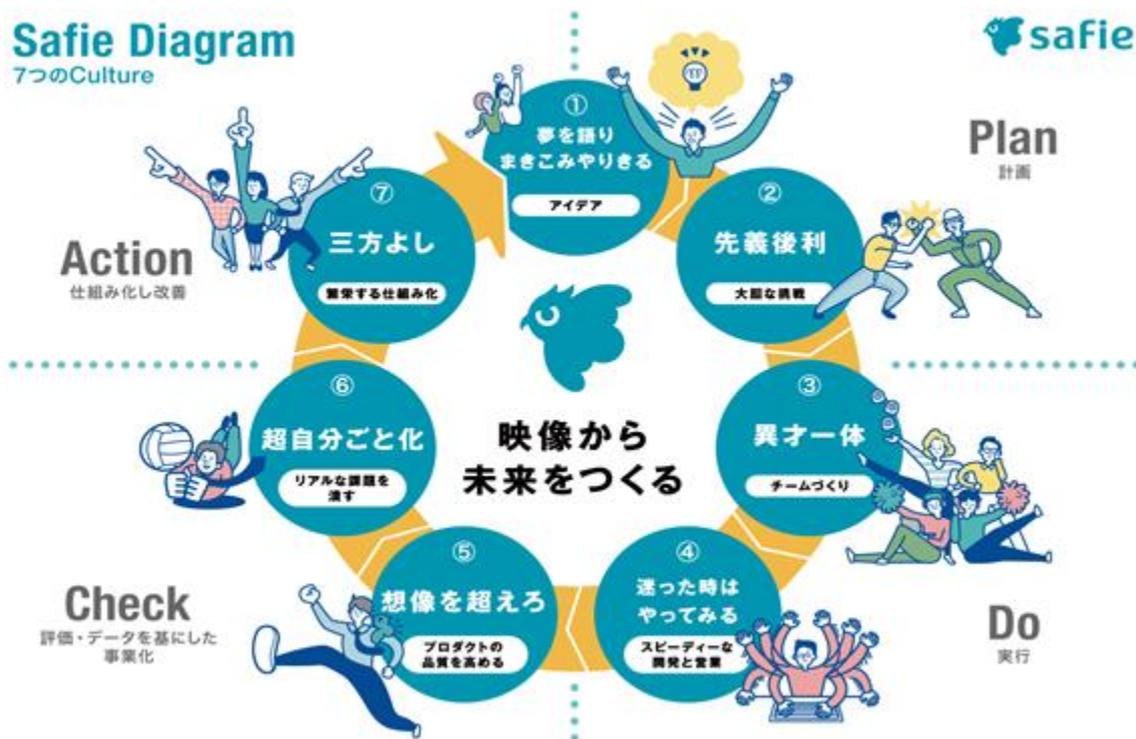
3．課金カメラ台数：各四半期に販売したカメラ台数ではなく、各四半期末時点で稼働・課金しているカメラ台数。

4．NRR：Net Revenue Retentionの略称。直販NRRは、「2024年12月末時点における直販課金顧客から生じる2025年12月末時点における直販MRR」を「2024年12月末時点の直販MRR」で除して算出（販売パートナーからのMRRは含まない）。販売パートナーNRRは「2024年12月末時点における販売パートナーから生じる2025年12月末時点におけるMRR」を「2024年12月末時点の販売パートナーから生じるMRR」で除して算出。

5．平均月次解約率：前月末における課金カメラ台数に占める、当月中に解約に伴い減少した月額課金台数の割合の過去12ヶ月平均値

企業文化

当社グループは「映像から未来をつくる」というビジョンを掲げ、それを実現するため、7つのSafie Cultureを行動指針として定義しております。このCultureに共感する社員が集まり、個々人が高い自律性を持ちながらも強い一体感を持つ組織を実現しております。



(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、中長期的に安定して売上収益を拡大させることが重要であると考えております。そのため、達成状況を判断するための経営上の指標としてARRを重視しており、2024年12月末は11,937百万円、2025年12月末は14,523百万円となっております。また、ARRに関連する指標として、MRR及び課金カメラ台数を増やしていくことが重要であると考えております。

(4) 経営環境

現在、日本が抱える少子高齢化・労働人口減少の問題は地方でも都市部でも顕在化しており、2040年には働き手が現在の8割になるという「8掛け社会」が到来する（注1）と推定され、人々の生活に多大なる影響を及ぼすと考えられています。特に現場を持つ業界では顕著であり、建設業界では必要な労働力が22.0%、小売業界の販売職では24.8%不足（注2）すると予測されています。

このような背景から、人的リソースを補完するAI技術の社会実装に大きな期待が寄せられています。例えば、経済産業省はデジタル社会の実現を目指し、半導体やAI技術への積極的な政策資源の投資を行い（注3）、北海道や熊本県に設立された半導体工場に対し1兆円を超える支援やAI向けの計算資源を国内に整備し提供を行う事業者への支援、生成AIの基盤モデルの開発者に対して計算資源の提供を支援しています。

こうした潮流の中、AIの活用は従来のWeb空間だけでなく、リアル空間へも広がっており、非構造化データである映像・音声・センサー情報を活用する「フィジカルAI」の時代が到来しました。この変革において、AIの「眼」となるカメラは、現場AXを実現する上で不可欠なインフラとして位置付けられています。

（注）1．出典元：リクルートワークス研究所：「未来予測2040 労働供給制約社会がやってくる」

2．労働供給不足率 = 2040年時点での労働供給 ÷ 2040年時点での労働需要

3．出典元：経済産業省：「デジタル社会の実現に向けて」（2024年1月）

(5) 中長期的な会社の経営戦略

ユーザー基盤のさらなる拡大

当社グループは、2025年12月末における課金カメラ台数を35.4万台とし、創業以来、順調に売上を拡大し続けております。しかしながら、日本国内に存在するカメラ台数だけで見ても、「Safie」の導入率は未だ低水準であり、潤沢な開拓余地が残されていると考えております。加えて、グローバル及び他の映像デバイスへの広がりを見ると「Safie」の接続デバイス数及び課金カメラ台数の増加余地は膨大に存在しております。

近年の防犯や安心・安全ニーズの高まりを受け、ネットワークカメラの設置需要も拡大してまいりました。日本国内における既設（オンプレミス）カメラ市場は2028年には900万台程度の稼働台数（注1）と試算され、現時点で弊社にて見積もれるネットワークカメラの国内市場は約4,000万台、グローバルでは2028年には約5億台程度になると推計（注2）しており、今後もさらに成長していくと考えております。またドライブレコーダーやドアホン、ロボットなど様々な映像デバイスに「Safie」を搭載し、また接続することができるため、潜在的な市場はカメラ以外にも見込まれております。

「Safie」はあらゆる業界で活用されていますが、特に、小売・サービス業と建設業での利用が進んでいます。建設業では、2024年4月から適用された「時間外労働の上限規制」を受け生産性向上が喫緊の課題となっており、屋外向けクラウドカメラ「Safie G0」シリーズとウェアラブルカメラ「Safie Pocket」シリーズの導入が拡大しております。これらを活用することで、現場全体の進捗管理や現場巡回管理を遠隔から実施でき、現場業務の効率化を進めています。加えて、今後は映像×AIによる常時監視体制を確立することで、不安全行動や立ち入り制限区域への侵入を即時に検知できるようになり、現場の目視確認に依存しない仕組みを構築し、高精度かつ均質な安全管理を実現することが可能になります。

また、店舗運営の効率化、危機管理、顧客行動の把握といった課題の解決策としてクラウドカメラの活用が進んでいます。既設（オンプレミス）カメラのクラウド化を可能にするネットワーク接続型ストレージ製品「Safie Trail Station（セーフィー トレール ステーション）」の導入により、既設（オンプレミス）カメラのクラウド移行を手軽かつコストをかけずに実現でき、課金カメラ台数の非連続的な増加を実現できます。これにより当社グループが従来得意領域としていた小規模店舗の少数台のカメラ導入に加え、中・大規模店舗の多台数のカメラ導入も進行できます。さらに、AIソリューション「AIApp」や遠隔接客サービス「RURA（SF）」、コミュニケーション支援インカム「BONX」などの映像データを活用した各種ソリューションと組み合わせることで、カメラ単独では応えられない店舗領域における省人化・無人化ニーズにも対応可能になります。個別導入（点）、多店舗展開（線）、店舗全体の映像データ一元管理（面）を目指す点線面 戦術を展開することで、小売・サービス業の多拠点の店舗を持つエンタープライズ企業において「店舗まるごとセーフィー化」を実現し、当社グループのサービス活用のさらなる加速が期待されます。

小売業以外にも、倉庫や工場現場のIoT化が進む物流・製造業、安心安全なスマートシティ構築のための公共やインフラ業界、現場の見守りや安全管理が必要となっている介護・医療業界など新しい業界での当社グループのサービス導入が広がっております。

国内販売戦略においては、まず直販営業を通じて顧客ニーズを把握し、最適な販売手法を確立することから始めます。蓄積された知見を業界特化型の販売パートナーと共有・洗練させることで、当社グループ単独の展開よりもはるかに迅速かつ多くのお客様にアプローチすることが可能になります。また、顧客ニーズを直接把握することで、製品開発へのフィードバックを効率的に行う体制を構築しており、継続的な機能拡充と操作性の向上を通じて、長期的な顧客エンゲージメントの維持向上に努めております。今後は、対象業界のさらなる拡大を図るとともに、各現場に合わせたソリューションやアプリケーションのラインナップも拡充いたします。これらを販売パートナー網にも迅速に展開することで、事業成長をより一層加速させていきます。

- （注）1．日本国内における監視/モニタリングカメラ稼働台数は、矢野経済研究所「2024年度版監視カメラ市場予測と次世代戦略」において監視/モニタリングカメラの使用年数を5～7年と仮定し、取材で得た情報を基に算出した当社グループ試算の推計値。
- 2．グローバル総稼働台数は、国内の総稼働台数に係る矢野経済研究所の算出方法を参考に、その年を含む過去5年間の矢野経済研究所の推定による出荷台数の合計値として算出した当社グループ試算の推定値。

クラウド録画型映像プラットフォームとしての価値向上

当社グループは、拡大したカメラユーザー基盤を通じてクラウドに保存される膨大な映像データを活用し、お客様へ高付加価値なサービスを提供する好循環を構築しています。クラウドに保存される映像データは、知的財産権を有する顧客からの適切な承諾を得ることを前提として、AIによる画像解析を実現するための希少性の高い教師データとなり、これらを活用することで、新しい画像解析サービスや画像解析の精度向上が可能で、これにより、商用利用可能なレベルの精度を備えたAI画像解析サービスをお客様に提供できるようになります。機能拡充による利便性の向上がさらなる利用者増を呼び、蓄積されるデータがまた新たな価値を生むという、強固な好循環を構築しております。

特に、映像×AIプラットフォーム「Safie AI Studio」の提供は、この循環を強力に加速させます。35万台を超える設置済みカメラを基盤とし、顧客にはアプリケーション導入のような簡易なAI実装を、開発者にはOpen APIを通じた自由な開発・再販の場を同時に提供いたします。これにより、従来不可避であった個別開発に伴う重いプロセスを省略し、現場のニーズに即したAIソリューションの迅速な量産と社会実装が可能となりました。

このネットワーク効果を伴うエコシステムは、顧客単価の向上および解約率の低減に寄与し、当社の持続的な成長を支える根幹となります。今後はカメラ映像のみならず、音声や自然言語を含む様々なデータの解析基盤へと領域を拡張し、IoT・AI技術の進展とともに、「Safie」が活用される機会をあらゆる産業現場へと拡大していく所存です。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

優秀な人材の採用と育成

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を多数採用し、営業体制や開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えております。特に経営戦略の実現の中で、業界ごとの顧客ニーズを正確に把握し、業界別のソリューションを開発していくことが重要と考えており、顧客ニーズを適切に把握できる営業や開発の人員を強化していくことが必要であります。当社グループのミッションや事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に取り組んでまいります。

情報管理体制の継続的な強化

当社グループは多くの個人情報を持っており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えております。経営方針に従って「映像から未来をつくる」ため、当社グループは膨大な顧客の映像データを管理することになり、プラットフォームとしての健全性を強く求められると認識しております。当社グループで取り扱う映像データは個人が特定できる鮮明な画像であることが多く、原則として個人情報に該当するため、現在も個人情報保護に係る施策には万全の注意を払っておりますが、今後も社外有識者との会議を含め、社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

技術力の強化と追加サービスの展開

大量の映像データの処理及び解析に係る技術力は当社グループの競争力の源泉であり、事業の成長を支える基盤でもあることから、継続的な改善、強化が重要であると考えております。優秀な技術者の採用や先端技術への投資・モニタリング等を通じて、技術力の向上に取り組んでまいります。

また映像プラットフォームとしての価値向上のために、自社サービスの追加開発や、他社のソリューションが提供しやすい仕組みを継続的に開発し続けてまいります。

利益及びキャッシュ・フローの創出（収益化）

当社グループは、事業拡大を目指し、開発投資や広告宣伝活動等に積極的に投資を進めており、2025年12月期は、営業損失を計上しております。当社グループの収益の中心は、サブスクリプション方式でユーザーに提供しており、継続して利用されることでリカーリング収益が積みあがるストック型の収益モデルになります。一方で、開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、中長期的なキャッシュ・フロー、利益の最大化のために短期的には赤字が先行することが一般的です。当社グループでは事業の拡大に伴い、ストック収益が順調に積みあがることで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用が売上高に占める割合は低下し、将来的には持続的にキャッシュ・フロー、利益を創出できる体質に改善すると見込んでおります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは、あらゆる産業の現場DXを推進しております。特にカメラ映像及びAIによる分析により、現場に移動しなくても現場の状況を可視化して把握できる環境をつくることで、ユーザーの皆様の持続可能な事業運営に貢献できると考えております。

また、当社自身が持続可能な組織であるために、一人ひとりのメンバーが自らの能力を最大限に発揮できるような組織づくりを促進してまいりました。今後も「映像から未来をつくる」というビジョンとともに、持続可能な社会の実現に向けて、各種取り組みを推進してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、サステナビリティに関する基本方針及びリスク・機会認識に基づく対応方針・施策等について当社の取締役会にて監督しております。サステナビリティへの対応方針・施策等は、各担当部門が主体となって推進し、これらの進捗状況等を定期的に取り締役に報告します。特にサステナビリティ推進のための専門部署、サステナビリティ推進グループを設置し、サステナビリティ視点から事業に関する各種の経営判断に関与することで、マテリアリティに沿って当社の事業推進をサポートしております。

また、私たちの映像プラットフォームの活用場面や取り扱うデータが飛躍的に増大する中で、当社グループのプラットフォームを皆様に安心して利用いただき、目指す姿である安心・安全な社会作りへの貢献を実現するためには、データの適切な取扱いが必要不可欠であると考えています。映像データが不適切に取り扱われるようなことがあれば、個人のプライバシーへの影響はもとより、監視社会への懸念、差別や偏見の助長、ひいては民主主義などの私たちの社会の根幹を成す人類の根本的な価値観への脅威にもつながりかねません。このような認識のもと、データ領域の専門家や経営者、パートナーで構成する社外の有識者委員と、当社経営陣とでデータガバナンスに関する有識者会議やガバナンス委員会を開催し、有識者委員からの評価及び助言等を受けております。またその活動の中で、私たちの目指す安心・安全な社会作りの実現に向けて、遵守すべき行動原則として「セーフィー データ憲章」を定めました。今後、データの適切な取扱いを確保するためには、プラットフォームを活用いただくお客様等の皆様にも、考え方を共有していただくことが不可欠です。そのため、私たちは、ステークホルダーである皆様と双方向でのコミュニケーションに努め、協力してデータガバナンスの実現を目指します。

(2) 戦略

気候変動への取り組み

気候変動は、持続可能な社会を実現する上で最も差し迫った課題の1つであり、気候パターンの変化や異常気象により我々の社会に大きな影響を及ぼすリスクがあります。当社グループは気候変動対策として、エネルギー使用量と温室効果ガス排出量の測定・開示・削減に取り組むとともに、「Safie PRO」「Safie Go/Pocket」をはじめとする各種サービスの提供により、遠隔での現場管理のサポートをすることで、ユーザーの皆様の移動の削減の一翼を担い、社会全体の環境負荷低減に貢献していきたいと考えております。

また近年、地震や津波、台風による土砂災害や豪雨といった多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。こうした自然災害を受け、当社グループは映像のインフラとして当社グループの製品やサービスを通じて皆様のお役に立ちたいという想いから、被災地の一日も早い復旧を願い、社会貢献活動の一環として災害支援に取り組んでいます。具体的には、災害支援として、遠隔からの被災現場の状況把握や、よりスピーディーな意思決定を可能にするため、被災地の自治体等に対して、クラウド録画カメラを含む映像資機材およびサービスの無償提供を行っております。また、災害発生を想定した平時からの準備とし、一部の自治体と「災害時における映像資機材等の供給支援に関する協定」を締結しております。これからも当社グループは、自治体やパートナー企業の皆様と連携し、「映像から未来をつくる」というビジョンのもと、映像データを活用した社会課題の解決に積極的に取り組んでまいります。

人的資本への取り組み

当社グループでは、「異才が集い、常に挑み、顧客とともに未来をつくる」という組織ビジョンを定め、様々な施策や制度策定をしております。



a. 異才が集う

顧客の様々な課題に対応できるように多様なバックグラウンドの「異才」を性別、年齢、国籍を問わず集めることが必要です。そのために、顧客の課題を理解し、解決できるように、対象業界の知見をもつ様々な経歴の方を集め、知見を顧客提案に活用できるように取り組んでおります。

また当社グループでは、社内で意思決定に関わる従業員の多様性向上を目指し、その中でも特に年代とジェンダーに関わるギャップの解消を重要と位置づけております。現在は女性管理職比率が10.3%であり、この比率を40%まで高めることを目標に、若手・女性のロールモデル候補を抜擢し、管理職を育成すると同時に、母集団を増加させるための施策を実行しております。

さらに、今後の海外展開時に、進出先に応じて各国の人材を登用、育成していく方針を持ち、現時点でベトナム・タイにて採用をしております。

b. 常に挑む

集まった異才が、その力を存分に発揮するために、心理的安全性が担保された状態と、新しいことにチャレンジできる環境を整備しております。

(a) 心理的安全性の担保(働きやすさ)

当社グループでは、従業員一人ひとりが健康かつ生産性高く働き、成長と働く幸せを実感できる状態を体现できるよう各種制度を整えております。継続的に働きたいと思える環境づくりのため、所属部署を超えた従業員同士のつながりも重視し部署や職域を超えたコミュニケーションを活発にし、風通しの良い環境の醸成を進めております。具体的には、入社時に一人ひとりの従業員に気軽に相談できる先輩社員をアサインする「メンター制度」、所属する部門外の従業員とのランチ費用を補助する「異オランチ制度」や、趣味などの課外活動をサポートする「部活動制度」により、業務外でのつながりを増やしております。また、ライフスタイルの変化に合わせた働き方の変更も可能な人事制度が充実しており、自ら手を上げて他部署での業務にチャレンジができる「FA制度」や、家族や自身の体調に応じて特別な対応が必要な場合の「スーパーフレックス勤務制度」、産休育休明け職場復帰サポートのためのメンター制度を設けております。

(b) チャレンジの支援(働きがい)

当社グループでは、従業員が個々の強みを活かしながら成長することが、当社グループの長期的な成長に繋がると考えております。特に社内研修は、従業員が講師を務める各種のカメラ研修やネットワーク、倉庫業務研修などの業務に密接に関わるものから、ロジカルシンキング研修、管理職研修、1on1研修、知財セミナーなど多様な内製研修が充実しております。特に、2023年から開始した新卒採用者を含む、若手の育成・抜擢にも注力しております。また、従業員同士が日常的に1on1を実施し、相互にフィードバックし合う風土を従業員全員で育てております。

2023年には現在の業績状況と従業員規模に合わせて、基幹人事制度を刷新し、個々の成長により、報酬が増加する仕組みをより洗練させました。また、管理職以上に対する株式報酬（譲渡制限株式）の付与により、管理職と株主が同じ目線で経営に携わるようにしております。

c. 顧客とともに未来をつくる

顧客やパートナーとともに、既存事業の深化と新規事業の探索を重ねて、映像から未来をつくることを目指しております。

(a) 既存事業の深化

当社グループの事業は競争優位性のあるプロダクトと強固な顧客基盤で成長し、既存顧客からの高いINRRを維持しております。2021年に上場後、先行投資として従業員数を急速に増加させた結果、生産性の指標である「従業員一人あたりの粗利」は停滞しておりましたが、2025年第4四半期時点は20.5百万円と、2024年第4四半期時点の17.7百万円より大きく向上しております。今後も全社一丸となり、顧客における継続的なサービスの利用と追加需要を創出するような新商品・新サービスの開発を強化すると同時に、営業体制を効率化していきます。

(b) 新規事業の探索

Safielは膨大な映像データが集まるプラットフォームであり、当社グループの提供するプラットフォームに他社のサービスを組み込んだり、API連携することで、様々な新しい分析サービスや事業を創出することが可能であり、すでに様々なサービスが実装されております。2022年に、セーフィーベンチャーズ株式会社を設立し、Safieプラットフォームと連携可能な様々なスタートアップ企業への出資を行うなど、他社連携による新規の事業機会が加速しており、出資先企業への出向による協業の促進と人材の育成を行っております。また2025年には、AIカメラを活用した遠隔防犯・警備と見守りで警備業界全体のDXをめざすセーフィーセキュリティ株式会社を設立するなど、新規事業を着実に拡大しております。

(3) リスク管理

当社グループでは、事業の成長とともに組織としても急成長してまいりました。組織化が進み、チームが形成され業務が細分化していく中で、業務目的が不明瞭になることによるモチベーションの低下やチーム間調整コスト発生による生産性の低下がリスクとして挙げられます。

当社グループは、上記リスクに対する対応として、Safie Cultureの浸透施策や、快適なオフィス環境の整備、その他エンゲージメント施策などを実施しております。さらに、従業員サーベイなどを活用してモニタリングする体制の整備、また、内部通報窓口を設置し、リスクの早期発見・対処に努めております。

また、当社グループのサービスは社会のインフラであるという認識のもと、ユーザーの皆様にも安心してご利用いただくためにサービスの安定稼働に努めております。

ユーザーの皆様的重要な映像データを適切に管理、保護するため、情報セキュリティ基本方針を定めるとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、情報資産の管理やマネジメントを行なっています。またインシデント発生時も同組織で連携を取り、迅速な対応ができる体制を構築しています。

(4) 指標及び目標

気候変動への取り組み

当社グループでは、気候変動に関する評価指標は電力使用量および温室効果ガス(GHG: Greenhouse Gas)排出量とし、親会社であるセーフィー株式会社の東京本社オフィスおよび関西オフィスにおけるScope1、2のGHG排出量を算定しております。その結果、Scope1（自社の直接排出）の排出はなく、Scope2（電力の使用による間接排出）においては230t-CO₂eの排出がありました。なお、今後も継続してScope1、2の排出量算定を行い、将来的にはScope3の算定にも努めてまいります。当社は引き続き情報開示に取り組みと共に、一層の環境に配慮した事業活動を継続することにより環境配慮型社会の実現と企業価値向上を図ってまいります。

指標	2025年12月期
電気使用量 (kwh)	510,186
Scope1 (tCO ₂ e)	0
Scope2 (tCO ₂ e)	230

人的資本への取り組み

当社グループの組織ビジョン「異才が集い、常に挑み、顧客とともに未来をつくる」を実現するために、以下5つの指標及び目標を定義しています。

- a. 女性管理職比率は2025年12月末時点で10.3%であり、この比率を2030年までに40%まで高めることを目標にしております。
- b. 男性の育休取得率は2025年において107.7%であり、来年以降も50%以上を維持していきます。
- c. 心理的安全性に関する従業員サーベイの回答平均値は、10点満点中7.8点と、当社が契約しているサーベイ実施会社提供による他社平均値(6.9点)よりも高い状態になっており、同水準以上を維持していくことを目標としております。
- d. 同様にチャレンジに関する従業員サーベイの回答平均値結果は、10点満点中7.7点と、当社が契約しているサーベイ実施会社提供による他社平均値(6.8点)よりも高い状態になっており、こちらも同水準以上を維持していくことを目標としております。
- e. 当社グループの従業員一人当たり粗利額は2025年第4四半期末時点で、20.5百万円となっており、毎年改善していくことを目指します。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社グループの株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、以下の各事項において、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化したときに当社グループの経営成績等の状況に与える影響について合理的に予見することが困難な場合には、その可能性の程度や時期・影響についての記述は行っておりません。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

<当社グループ事業の前提となる外部環境に関するリスク>

(1) インターネットの利用環境について

当社グループはインターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネットの利用環境は当社グループ事業の基本的な条件であります。インターネットの利用に関する新たな規制の導入や弊害の発生、その他予期せざる要因により、今後、インターネットの利用環境に大きな変化が生じた場合、当社グループの業績に広範囲にわたり影響を及ぼす可能性があります。

(2) クラウド事業について

クラウドとは、アプリケーション機能をインターネット経由で提供するサービスで、ソフトウェア販売における新しい方法・概念として認知され、浸透が進みつつあります。その一方で、今後クラウドを扱う企業レベルの競争も激化する可能性があります。このような事業環境のもとで、他社においてより画期的なコンセプトをもった商品・サービスが出現した場合、又はクラウド自体の需要が当社グループの予測を大きく下回る場合には、当社グループの業績に広範囲にわたり影響を及ぼす可能性があります。

<ビジネスモデル等に関するリスク>

(3) 競合について

当社グループは、創業以来、日々進化するテクノロジーによって安全にかつ効率的な映像の大量保存と配信及び分析を行う独自のシステムの開発・運営をし続けてきたことが競争力の源泉となっております。またすでに市場シェアNo. 1となっており、それを支える販売網を構築しており、新規の参入者を含む競合に対抗できる事業環境を構築しております。しかしながら、既存事業者との競争の激化や、新たな参入事業者が当社グループのシステムに類似する仕組みを構築する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 先行投資と事業の拡大に伴うリスクについて

当社グループは「Safie」録画サービスのオプションや、ソリューションとして様々な画像解析サービスや機器連携サービス及び他社との連携ソリューションを開発しております。これにより新たな顧客業界の開拓と将来の収益拡大を狙っておりますが、これらの開発は常に継続しており、収益化はまだ初期段階にあります。エンジニアを積極的に採用し開発にあっておりますが、現時点では収益貢献は少なく、先行投資を継続しております。今後も、収益化が上手く進まない場合や、当該分野に關係する法規制に新たに服することになる場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 研究開発活動と広告宣伝活動等の先行投資について

当社グループの手掛ける事業では、先行者メリットを活かしつつ売上高拡大を目指すため、新機能の拡充や新機種対応などの研究開発投資や広告宣伝活動や営業体制の強化等において一定の先行投資が必要となります。しかしながら、その結果として、設立以来営業損失を計上しているほか、累積損失を抱えております。また、今後の研究開発投資及び広告宣伝活動について、その費用対効果を見ながら慎重に行っていく方針ではありますが、先行投資を縮小する場合には、新規受注や新規ユーザーの獲得に影響が出る可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 販売パートナー経由での販売と売上高比率について

当社グループは、多くの販売パートナーとともに当社グループサービスの拡大を進めており、主要な販売パートナーとの資本業務提携を含めて緊密な関係を構築しており、売上高全体のうち一定の比率は、販売パートナー経由で売上高を獲得しております。

主要な販売パートナーとは良好な関係を築いており、現時点において取引関係等に支障を来す事象は生じておらず、当社グループとしては今後も継続的な取引が維持されるものと見込んでおります。しかしながら、販売パートナーにおける経営方針・販売方針・販売施策の変更及び取引条件の変更が生ずる場合等には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループといたしましては、今後も主要販売パートナーとの取引拡大に加え、新規顧客からの売上高拡大にも努めることで、特定パートナーへの依存度を低減し、経営リスクの分散に努める方針です。

(7) 技術革新への対応について

当社グループは新技術の積極的な投入を行い、適時に独自のサービスを構築していく方針ではありますが、技術革新等への対応が遅れた場合や、予想外に開発費等の費用が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

<コンプライアンスに関連するリスク>

(8) 知的財産権の侵害等について

当社グループで開発・設計しているソフトウェアやプログラムは、当社グループが独自に開発・設計したものであり、当社グループ内に知財の専門組織を設立し、特許権侵害の調査及び出願等を行っております。さらに、当社グループはサービスの名称等について商標の出願、登録を行う等、第三者の商標権を侵害しないように留意しております。

しかしながら、当社グループの事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であるため、他社の知的財産権を侵害してしまう可能性があります。この場合、特許権侵害や商標権侵害を理由とする損害賠償請求や差止請求を受けたり、知的財産権の使用に対する対価の支払い等が発生したりする可能性があります。これらの場合には当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが保有している知的財産権が第三者により侵害された場合には、法的措置を含めた対応を要するなど、当社グループの事業運営に影響が及ぶ可能性があります。

(9) 訴訟等について

本書提出日現在において当社グループを当事者とする訴訟手続はありません。しかしながら、将来訴訟等による請求を受け又はその他の形で当社グループを当事者とする訴訟等の手続が行われる可能性はあり、このような事態が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響が及ぶ可能性があります。

(10) 個人情報の取扱いについて

当社グループは、当社グループ従業員の個人情報に加えて、当社グループが提供するサービスにおいて顧客の住所、氏名等の個人情報を保持しており、さらには顧客が保有する録画映像や、限定的ではありますが顔認証を用いたサービスにおいては録画映像に映り込んだ第三者の映像などの個人情報に関与するケースがあります。当社グループは個人情報の取扱いに関する重要性を十分に認識し、個人情報の管理に最大限の注意を払っており、また、2005年4月に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」や、当局となる個人情報保護委員会が制定した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の要求事項の遵守に努めております。当社グループは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格「ISO/IEC27001:2013」及び「JIS Q 27001:2014」の認証を2016年5月、ISMSクラウドセキュリティの国際規格「ISO/IEC 27017:2015」及びプライバシー情報マネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC 27701:2019」を2022年5月に取得しております。なお、それぞれの認証の登録範囲については、「ISO/IEC27001:2013」及び「JIS Q 27001:2014」はクラウド映像プラットフォーム開発及びそれを用いたサービスの運営・保守・カスタマーサポート、「ISO/IEC 27017:2015」はSafieクラウド録画サービスの影響に係るサービスプロバイダとしてのシステム開発・運用及び保守並びにアマゾンウェブサービスのクラウドサービスカスタマーとしての利用に関わるISMSクラウドセキュリティマネジメントシステム、「ISO/IEC 27701:2019」はクラウド映像プラットフォームの運用・保守及びサービスに関するカスタマーサポート、となっております。加えて、情報セキュリティ委員会の定期的な開催等、様々なセキュリティ対策を行う個人情報保護マネジメントシステムを構築・運用しております。

当社グループのサービスの提供に際しては、カメラの設定、送付、設置工事など顧客の個人情報を用いる業務の一部を当社グループの責任において第三者となる業務委託先に再委託する場合があります。その場合においても、国内の法令等を遵守し、適切かつ合理的な方法で業務委託先の安全管理を行っております。

しかしながら、上記の取り組みにも関わらず、自然災害や事故、外部からの悪意による不正アクセス行為及び内部の故意又は過失による顧客情報の漏洩、消失、改ざん又は不正利用等、万一当社グループ又は当社グループの業務委託先から個人情報が漏洩した場合には、信用の失墜又は損害賠償による損失が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 映像等の流出について

顧客からの膨大な録画映像は当社グループが契約するクラウドサービスプラットフォーム上で管理されておりますが、当社グループの利用規約において、録画映像の知的財産権はそれぞれの顧客に帰属し、当社グループはこの映像を閲覧することはできない仕組みになっており、顧客の映像データは安全に管理されております。ただし、顧客からの個別の同意のもと、適切な認証プロセスを経た上で、当社グループや開発パートナーに映像を共有いただき、様々な新サービスの開発検討に活かすことがあります。またカメラ設置時や設置後のサポートの中で、一部の社員に限定して顧客からの同意の元、顧客の映像を共有いただく場合があります。さらに、顔認証を用いた一部のサービスで生成される顔の特徴点などのデータ等については、個人情報保護法に基づき、当該個人情報の運用を受託されております。

これらの映像データ等の外部への流出を防止するため、録画映像データはカメラからクラウドへの送信時、クラウド上での保管時、クラウドから顧客への配信時にそれぞれ暗号化を実施しており、万一、第三者が違法に映像データをその録画、配信経路上、もしくはクラウド上から入手したとしても暗号化されているのでデータを再生して見るができない設計になっております。また顧客が映像を共有する場合においても、共有相手ごとに映像のアクセス権を個別に設定できる仕組みにしており、IDやパスワードの共有による映像流出事故が起きにくい仕組みにしております。その上で社員教育等様々な対策を講じております。

それに加え、膨大なデータを預かるプラットフォームの健全性を保つ取り組みとして、データ憲章の策定・公表、変化する社会情勢の中でプラットフォームとしての責務を果たすために必要な取り組みを継続的に議論するため、外部有識者会議を開催しております。会議の参加者は個人情報保護やITに詳しい弁護士、AIの利活用に詳しく憲法学を専門とする大学教授、社外取締役、当社取締役等となっており、年に数回開催し、当社グループでの研究開発や顧客におけるデータ活用に対する啓蒙活動などを協議しております。

以上の取り組みにも関わらず、不測の事態によりこれらの情報の漏洩や映像データに関するトラブルが発生した場合、当社グループの企業価値の毀損、社会的信用の失墜、流出の影響を受けた顧客その他関係者への補償等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法令について

当社グループは、電気通信事業法等、企業活動に関わる各種法令の規制を受けております。当社グループは、コンプライアンス体制の充実が重要であると考えており、コンプライアンスに関する社内規程類を策定し、適宜研修を実施して周知徹底を図っております。しかしながら、今後国内において新たにプライバシー関連法規の制定やインターネット関連事業者を規制する新たな法律等による法的規制の整備が行われる可能性があります。さらに、インターネットは国境を超えたネットワークであるため、海外諸国からの法的規制による影響を受けることも想定されることから、それらが将来的に当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

< 一般外部環境及びインフラ整備等に関するリスク >

(13) 設備及びネットワークの安定性について

当社グループの事業を支えるサーバーは、当社グループが契約するクラウドサービスプラットフォームで管理されており、複数のサーバーによる負荷の分散、冗長化、定期的なバックアップの実施等を行い、システム障害を未然に防ぐべく取り組みを行っております。障害が発生した場合に備え、リアルタイムのシステムの稼働状況、ログチェック機能やソフトウェア障害を即時にスタッフに通知する仕組みを整備しており、また、障害が発生したことを想定した復旧訓練も実施しております。

上記取り組みには地域上の負荷の分散、冗長化も含まれており、限定的な火災、地震等の自然災害や外的破損の発生時にもサービスの維持が可能となるよう設計されております。

しかしながら、上記取り組みにも関わらず、例えば日本本土に渡るような大規模災害、人的ミスによるシステム障害、その他予期せぬ事象の発生により、万一、当社グループが契約するクラウドサービスプラットフォームやネットワークの利用に支障が生じた場合には、サービスの停止等を余儀なくされることとなり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) サービス等の不具合について

一般的に、高度なソフトウェアは不具合の発生を完全に解消することは不可能であると言われており、当社グループのアプリケーション、ソフトウェアやシステムにおいても、各種不具合が発生する可能性があります。

当社グループは、すべての新サービスの開始及び更新前に、専任の品質保証チームによるテストを行うなど、信頼度の高いサービス提供をするための開発体制を維持・構築しておりますが、当社グループ事業の運用に支障をきたす致命的な不具合が発見され、その不具合を適切に解決できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) ハードの不具合について

当社グループは、販売・貸与する製品の品質保証体制を確立し、製品の安全性確保及び事故発生防止に努めております。また、万一に備え、賠償責任保険も付保しております。しかし、当社グループが製造・販売した製品に起因する損害が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 製造物責任について

当社グループは、販売・貸与する製品の品質保証体制を確立し、製品の安全性確保及び事故発生防止に努めた上で、各種製品を販売及び製造委託しておりますが、すべての製品に欠陥がなく、将来的にクレーム等が発生しないという保証はありません。また製造物賠償責任については保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を担保できるという保証はありません。さらに当社グループが引き続き製造物賠償責任保険に許容できる条件で加入できるとは限りません。大規模な製品の欠陥が生じた場合、それらが多額のコストや当社グループの評価に影響を与え、その結果、売上が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 大規模な感染症の発生による影響について

将来的に新型コロナウイルス感染症のような大規模な感染症が再び発生し、経済活動の停滞によって飲食・小売業などの休業・閉店に伴う受注減によるマイナス影響が、遠隔業務需要の高まりを上回るような場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) サプライチェーン、自然災害、事故、感染症等について

当社グループはカメラ在庫を保有して迅速にサービス提供ができる体制を構築しております。自然災害、事故、感染症の発生等に備え、BCPを策定し、トラブル発生時の迅速な復旧体制を構築しております。また顧客へ提供しているサービス及び社内の管理システムはすべてクラウドサービスとなっており、故障機器の交換などの一部のハードウェアに関連する業務を除き、基本的なサービスはすべてリモート勤務体制でも提供が可能です。

しかしながら、当社グループ、当社グループが在庫管理を業務委託している株式会社バン・ソフト・コミュニケーション（所在地：福井県）及びその倉庫近辺において、大地震や洪水等の大規模自然災害が発生した場合、当社グループが保有する商品在庫の損壊やインターネットアクセスの制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

< 内部環境等に関するリスク >

(19) 経営管理体制の確立について

当社グループは、業容の拡大及び従業員の増加に合わせて内部管理体制の整備を進めており、今後も一層の充実を図る予定ですが、適切な人的・組織的な対応ができずに、事業規模に応じた事業体制、内部管理体制の構築が追いつかない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 人材の育成及び確保について

当社グループは、積極的に優秀な人材を採用し、社内教育等を行うことによって体制の拡充を図っております。しかし、適切な人材を十分に確保できず、あるいは在職中の従業員が退職するなどした場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後の事業拡大に向け、特にエンジニア人員の確保が必要となりますが、採用が計画どおり進まなかった場合、あるいはエンジニア人員の流出が生じた場合には、事業拡大の制約となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 特定の人物への依存について

当社代表取締役社長CEOである佐渡島隆平は、当社グループの設立者であるとともに、大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において重要な役割を果たしております。このため、当社グループは、佐渡島隆平に過度に依存しない体制を作るために、取締役会等における役員間の相互の情報共有や経営組織の強化を図っております。しかし、現状において、何らかの理由により佐渡島隆平が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

< その他のリスク >

(22) 資金使途について

株式上場時の公募増資による調達資金の使途につきましては、事業拡大に伴い増加する人件費、広告宣伝費等の運転資金及びオフィス増床等の設備資金に充当する予定であり、順次充当しております。しかしながら、経営環境の急激な変化等により、上記の資金使途へ予定どおり資金を投入したとしても、想定通りの投資効果をあげられない可能性があります。

また、今後の事業環境の変化や、当社グループ事業戦略等の変更等により、将来において調達資金に係る資金使途に変化が生じる可能性があります。

(23) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員のモチベーション向上のためストック・オプションを付与しており、本書提出日の前月末現在、その数は1,863,800株、発行済株式総数の3.34%となっております。なお、これらストック・オプションが行使された場合、既存株主の株式価値を希薄化させる可能性があります。

(24) 配当政策について

当社は創業以来、株主に対する剰余金の分配を実施しておりません。株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来は経営成績及び財務状況を勘案しつつ剰余金の分配を検討する所存であります。現時点においては、研究開発資金等への投資を優先していくことが企業価値向上、ひいては株主利益の最大化につながるものと考えております。

(25) 過年度における継続的な損失計上について

当社グループは、過年度において、継続的な事業成長を図るため、積極的な人材採用と既存のソリューションの強化と新しいソリューション開発への投資、顧客基盤拡大のための積極的な広告宣伝活動を実施しており、2018年12月期（第5期）から当連結会計年度である2025年12月期（第12期）において、継続的な売上高拡大が図られたものの、先行投資と位置付けられる研究開発費や人件費、広告宣伝費の計上により、営業損失の計上が続いております。

当社グループの映像プラットフォーム事業は、サブスクリプション型課金モデルであり、継続して利用されることで収益が積みあがるストック型の収益モデルになります。一方で、広告宣伝費などの顧客獲得費用や研究開発費用は先行して計上されるため、短期的には赤字が先行することが一般的です。今後もユーザー獲得や組織規模拡大のための費用負担が拡大した場合には、継続した利益計上の実現できない可能性があります。

(26) 海外展開について

当社グループは、高い成長を実現するため今後は海外展開を進めていく方針です。海外における商習慣や事業環境の差異等を含め、国内における事業展開以上に高いリスクが存在することは否めず、そのリスクに対応しきれない場合や国内と比較してマーケットの開拓や収益化が想定通り進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

a. 財政状態

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は10,931,821千円となり、前連結会計年度末に比べ685,495千円増加いたしました。これは主に、売掛金が491,519千円増加、その他流動資産が97,674千円増加、商品が84,666千円増加したことなどによるものであります。

当連結会計年度末における固定資産は1,147,278千円となり、前連結会計年度末に比べ370,115千円増加いたしました。これは主に、投資有価証券が239,227千円減少した一方で、繰延税金資産が408,660千円増加、投資その他の資産のその他が185,712千円増加したことなどによるものであります。

この結果、当連結会計年度末における資産合計は12,080,583千円となり、前連結会計年度末に比べ1,056,495千円増加しました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は2,813,226千円となり、前連結会計年度末に比べ404,705千円増加いたしました。これは主に、未払法人税等が247,301千円増加、その他の流動負債が89,453千円増加、未払金が66,514千円増加したことなどによるものであります。

当連結会計年度末における固定負債は42,835千円となり、前連結会計年度末に比べ3,563千円減少いたしました。これは繰延税金負債が4,126千円増加した一方で、その他固定負債が6,798千円減少したことなどによるものであります。

この結果、当連結会計年度末における負債合計は2,856,061千円となり、前連結会計年度末に比べ401,141千円増加しました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は9,224,521千円となり、前連結会計年度末に比べ655,353千円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益437,887千円を計上、非支配株主持分が104,092千円増加したことなどによるものであります。

この結果、自己資本比率は75.0%（前連結会計年度末は77.4%）となりました。

b. 経営成績

当社グループは「映像から未来をつくる」をビジョンに掲げ、家から街まであらゆるビジネスシーンで活用されている映像をデータ化することで、人々の意思決定を支援するクラウド録画型映像プラットフォーム

「Safie」を開発・提供しております。「Safie」は高画質・安価・安全で、いつでもどこでも誰もが簡単にスマートフォンやパソコンで利用でき、小売・飲食・サービス・建設・物流・製造・インフラ・公共・医療などの幅広い業界にて活用いただいております。

現在、日本が抱える少子高齢化・労働人口減少の問題は地方でも都市部でも顕在化しており、2040年には働き手が現在の8割になるという「8掛け社会」が到来すると推定され、人々の生活に多大なる影響を及ぼすと考えられています。この不可避な労働力不足において、従来の業務効率化だけでは限界を迎えつつあり、今後、AIを活用し、現場そのものを「自律化」させることがますます必要になっていきます。生成AIをはじめとするAI技術の社会実装はデジタル空間において急速に進展している一方で、リアルな現場の事象をデータ化・解析し、自律的な判断を可能にする「フィジカルAI」の活用が注目が集まっています。

当社グループにおいても、かつてないこの需要を確実に捉えるために、映像データとプラットフォームを持つ強みを最大限に活かすことで、労働人口減少という社会課題に対する抜本的な解決策を提示し、現場で働く人々にとって持続可能な社会インフラとなるべく、邁進してまいります。

当社グループでは、2028年時点における既設（オンプレミス）カメラ市場を約900万台と予測しております。当連結会計年度において、当社はクラウドカメラ市場の枠を超え、より大きな既設カメラ市場での事業拡大を目的とし、中・大規模施設におけるシェア拡大の鍵となる「Safie Trail Station（セーフィー トレールステーション）」を投入いたしました。これにより、これまで技術的・コスト的な制約から困難であった既設カメラのクラウド移行が可能になり、あらゆる現場に設置したカメラ映像のクラウド化を推進しております。

同時に、蓄積された膨大な映像データに最新のAI技術を掛け合わせることで、業界固有の課題を解決する高付加価値なDXソリューションを展開しています。建設業界では、施工前の管理から施工中の安全・進捗管理、さらには竣工後の保守・メンテナンスに至る一連の業務フローを網羅的に支援しております。また、小売・サービス

業界では、店舗運営を丸ごとセーフィー化し、AIによる動線解析やオペレーションの業務効率化を通じて、顧客のビジネスモデル変革に寄与しつつあります。

これらの業界特化型ソリューションを迅速かつ多数量産するための基盤として、当社は2026年2月にAI開発・運用プラットフォーム「Safie AI Studio」の提供を開始しました。本プラットフォームは、現場ごとに異なる多様なニーズに応じたAIソリューションを効率的に開発・実装する環境を提供し、高付加価値サービスの展開スピードを飛躍的に高めるものです。これにより、顧客ニーズにあったAIソリューションを素早く、大量に生み出し、現場AXを強力に推進してまいります。

さらに、持続可能な成長基盤を強化すべく、当連結会計年度よりAI警備・セキュリティプロダクトを提供する「セーフィーセキュリティ株式会社」、保守・施工の専門子会社「セーフィーフィールドワークス株式会社」、セーフィーのサービスやソリューションの提供のグローバル展開を進めるためタイに「SAFIE (THAILAND) CO., LTD.」を設立いたしました。各領域において専門性を研ぎ澄ませた複数のグループ会社を設立し、これらの新たなグループ会社とともに、当社グループの映像プラットフォーム事業の成長を加速させていきます。

当社グループのKPIであるARRは2025年12月末時点で14,523百万円（2024年12月末比21.7%増）、課金カメラ台数は35.4万台（2024年12月末比20.8%増）になりました。カメラ等の機器販売や設置作業費などが含まれるスポット収益は5,914百万円となり、クラウド録画サービス、一部のカメラのレンタルサービスや、LTE通信費、画像解析サービス等を含むリカーリング収益は13,114百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高19,029,026千円（前年同期比26.4%増）、営業損失81,587千円（前年同期は580,565千円の営業損失）、経常損失119,346千円（前年同期は623,592千円の経常損失）となりました。また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が公募した「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 / データ・生成AIの利活用に係る先進事例に関する調査」により交付された補助金収入634,022千円を特別利益に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益437,887千円（前年同期は1,552,485千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

また、エンタープライズ顧客への課金カメラ導入数の大幅な増加によるスポット収益やリカーリング収益の増加、ソリューションの導入拡大が主要因となり、売上総利益金額は9,508,534千円となり、当初見込みを上回りました。そのため、調整後営業利益が403,180千円（営業損失81,587千円）と2025年2月13日に2024年12月期決算短信にて開示した2025年12月期連結業績予想の調整後営業利益50百万～300百万円との間に差異が生じております。

なお、当社グループは、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前連結会計年度末と比べ979,082千円減少し、5,720,149千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は123,553千円（前連結会計年度は101,078千円の資金支出）となりました。これは主に、売上債権及び契約資産の増加496,692千円（前連結会計年度は525,338千円の増加）、棚卸資産の増加90,899千円（前連結会計年度は163,674千円の減少）等の減少要因があった一方で、税金等調整前当期純利益278,610千円の発生（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失1,545,743千円）、投資有価証券評価損の計上176,057千円（前連結会計年度は868,633千円）、未払金の増加72,517千円（前連結会計年度は282,120千円の増加）、株式報酬費用の計上66,233千円（前連結会計年度は45,499千円）、減損損失の計上66,600千円（前連結会計年度は54,317千円）などの増加要因あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,206,331千円（前連結会計年度は274,539千円）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入100,000千円（前連結会計年度は100,000千円）があった一方で、定期預金の預入による支出1,100,000千円（前連結会計年度は100,000千円）、敷金の差入による支出183,389千円（前連結会計年度は10,040千円）などがあったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は104,243千円（前連結会計年度は38,717千円の資金支出）となりました。これは主に、非支配株主からの払込みによる収入87,500千円（前連結会計年度は30,000千円）、新株予約権の行使による株式の発行による収入19,210千円（前連結会計年度は21,658千円）などがあったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社グループは受注生産形態をとる事業を行っていないため、生産規模及び受注規模を金額及び数量で示す記載をしておりません。

a. 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業の名称	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
映像プラットフォーム事業	19,029,026	126.4

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、総販売実績に対する割合が10%未満であるため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

前述の「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況 a. 財政状態」に記載のとおりであります。

b. 経営成績の分析

前述の「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況 b. 経営成績」に記載のとおりであります。

c. キャッシュ・フローの分析

前述の「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、仕入資金、従業員の給与手当の他、販売費及び一般管理費の営業費用であります。当社グループは、事業運営上必要な資金を安定的に確保するために、必要な資金は自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等でバランスよく調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位については、調達時期における資金需要の額、用途、市場環境、調達コスト等を勘案し、最適な方法を選択する方針であります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。また、今後の経営成績に影響を与える課題につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

経営者の問題意識と今後の方針

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

(カメラクラウドシステム等の提供に関する契約)

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
セーフィー株式会社	東日本電信電話株式会社	日本	カメラクラウドシステム等	2018年11月26日	「ギガらくカメラ」に対するSafieのカメラクラウドシステム等の提供に関する契約	2018年11月26日から2019年3月31日まで以後1年ごとの自動更新

6【研究開発活動】

当連結会計年度における研究開発活動についても引き続き、当社グループの「映像から未来をつくる」というビジョンのもと、家から街まであらゆるビジネスシーンの映像をデータ化することで、人々の意思決定を支援するために活動しております。

当社グループの映像プラットフォームの継続的な開発、各業界課題に沿ったプロダクト、ソリューションの開発に取り組んでおり、当連結会計年度における研究開発費は1,588,761千円であり、主な研究開発活動は以下のとおりであります。

なお、当社グループは映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

(1) クラウド録画配信基盤の強化と既存機能の強化

2025年12月末現在、35.4万台の課金カメラの普及に伴い、数十万台～百万台規模のカメラ稼働に耐えうるシステム基盤の設計・開発、その保守・運用体制の強化に継続して取り組んでいます。今後、ますますの活用拡大が見込まれるAI基盤の開発やエンタープライズ用途でも問題なく利用可能とすべく、サービスのセキュリティレベル強化や統合管理機能、当社グループ内での業務システムの最適化も推し進めております。

(2) 映像×AIの開発プラットフォーム「Safie AI Studio」の本格的な商用化

創業以来、開発・提供してきた「映像プラットフォーム」基盤をより強固なものとし、AI開発・普及を加速するため、2024年に、NEDO公募の「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業/データ・生成AIの利活用に係る先進事例に関する調査」に「AIソリューションプラットフォーム」事業案が採択されたことを機に、データホルダーとAI開発者の多対多での連携を可能とするプラットフォームを構築してまいりました。これにより、データ利用を促進し、AI生成・再学習を簡単に実現できる体制を整えています。2026年2月には本格提供を開始し、現場ごとに異なる課題に最適化したAIソリューションを迅速かつ大量に生み出すことを推進し、高付加価値なAIビジネスの新規創出を飛躍的に加速させていきます。

(3) ネットワーク接続型ストレージ製品「Safie Trail Station」のリリース

既設のIPカメラをネットワーク接続型ストレージにつなぐだけで、クラウド管理・一元閲覧を実現する映像管理ソリューション「Safie Trail Station」を2025年3月より提供開始いたしました。大規模なカメラの入れ替えを行うことなく、多拠点・多台数環境でもネットワーク負荷を抑えながら遠隔監視を可能にします。これにより、多拠点ビジネスにおける運営効率の向上とガバナンス強化を両立し、既存資産を活用した段階的なDX推進を支援します。さらに、大容量モデルやAI搭載モデルも企画開発、販売を開始し、長期録画保存やエッジAI解析まで対応できるようになりました。

(4) コンパクトな屋内用置き型ネットワークカメラ「Safie PT Cam」のリリース

クラウド録画サービスに対応した屋内向けのパン・チルト機能付きクラウドカメラ「Safie PT CAM (セーフィーピーティーカム)」を2025年2月に提供開始いたしました。ネットワーク接続と初期設定を行えば工事不要ですぐに使い始められ、スマホやPCからリアルタイム映像・録画映像の閲覧が可能です。軽量・シンプル設計で対応アタッチメントを使えば壁面・天井などさまざまな場所に簡単に設置でき、設置後に遠隔から画角を自在に調整できます。

(5) スマートセキュリティシステム「Safie Security Alert」のリリース

クラウド録画カメラの映像AIで不法侵入や不審者をリアルタイムに検知し、光・音で威嚇しながら管理者に通知するスマートセキュリティサービス「Safie Security Alert (セーフィー セキュリティ アラート)」を2025年11月に提供開始いたしました。AIカメラが人を検知すると、スマホ通知・自動電話連絡・サイレンによる威嚇・クラウド映像の確認までを一連で行うことができ、現地の状況を即時に把握できます。さらに、カメラの通話機能を活用したリアルタイムの声かけにも対応しており、無人店舗や施設における防犯対策を低コストで実現します。

(6) 映像管理・閲覧ツール「Safie Viewer」のリニューアル

当社グループは、セーフィーのクラウド録画カメラ映像を管理・閲覧する基本ビューアーツール「Safie Viewer」を提供していますが、2025年8月には、UIデザインを全面リニューアルしました。新デザインでは、画面構成や色・文言を整理することで操作性と視認性を向上させ、より直感的に使えるインターフェースへ進化しています。これにより、既存ユーザーの使い慣れた体験を保ちながら、初めてのユーザーにも分かりやすい、快適な操作環境を実現しています。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当連結会計年度の設備投資等の総額は86,562千円であり、主な内容は什器等の取得であります。また、当連結会計年度において減損損失66,600千円を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係) 7 減損損失」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都品川区)	本社設備	-	-	-	527(13)
関西支店 (大阪府大阪市)	支店設備	-	-	-	5(0)

(注) 1. 現在休止中の設備はありません。

- 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
- 本社は賃借物件であり、年間賃借料(共益費を含む)は、333,982千円であります。
- 関西支店は賃借物件であり、年間賃借料(共益費を含む)は、10,122千円であります。
- 当社は、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 国内子会社

記載すべき重要な設備はありません。

(3) 在外子会社

記載すべき重要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して作成しております。設備投資計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、計画策定にあたっては、当社がグループ全体の調整を図っております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 東京本社	東京都 品川区	本社増床	287,363	180,641	自己資金	2025年8月	2026年5月	(注) 3

(注) 1. 当社グループは映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

- 投資予定金額には敷金が含まれております。
- 完成後の増加能力は、合理的な算定が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年3月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	55,729,765	55,729,765	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	55,729,765	55,729,765	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

1. 第5回新株予約権

決議年月日	2018年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 20
新株予約権の数(個)	87(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 87,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2020年6月22日 至 2028年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125 資本組入額 63(注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行うものとします。

2. 新株予約権の割当日後に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \times \text{調整前行使価額}$$

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
- 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
- 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
- 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。
- ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
- イ) 当社又は子会社の使用人
- ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- 次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
- ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- イ) 権利者が当社又は子会社と競争する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合。
- エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
- オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
- キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
- ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- ケ) 権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合。
- 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
- ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
- イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- 権利者が死亡した場合で、新株予約権が相続の対象とならなかった場合。なお、権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイトである期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。
6. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 第6回新株予約権

決議年月日	2018年12月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 15
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2020年12月21日 至 2028年12月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125 資本組入額 63(注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行うものとします。

2. 新株予約権の割当日後に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
- 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
- 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
- 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。
- ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
- イ) 当社又は子会社の使用人
- ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- 次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
- ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- イ) 権利者が当社又は子会社と競争する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競争した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合。
- エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
- オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
- キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
- ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- ケ) 権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合。
- 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
- ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
- イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- 権利者が死亡した場合で、新株予約権が相続の対象とならなかった場合。なお、権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイトである期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。
6. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 第9回新株予約権

決議年月日	2019年10月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個)	494(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 494,000(注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)3、7
新株予約権の行使期間	自 2019年10月31日 至 2029年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 408 資本組入額 204(注)4、7
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容から変更はありません。提出日の前月末日現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日において変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき8,000円で有償発行しております。
 2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
 ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の割当日後に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \times \text{調整前行使価額}$$

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
- 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
- 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
- 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。
- ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
- イ) 当社又は子会社の使用人
- ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- 次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
- ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合。
- エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
- オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
- キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
- ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- ケ) 権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合。
- 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
- ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
- イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- 権利者が死亡した場合で、新株予約権が相続の対象とならなかった場合。なお、権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下に定める事由が発生していないこと。
- 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行又は処分が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
- 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (3) 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイトである期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、注3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。
7. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 第10回新株予約権

決議年月日	2019年10月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 43
新株予約権の数(個)	210(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 210,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2021年10月5日 至 2029年10月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入額 200(注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容から変更はありません。提出日の前月末日現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日において変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行うものとします。

2. 新株予約権の割当日後に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \times \text{調整前行使価額}$$

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
- 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
- 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
- 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。
- ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
- イ) 当社又は子会社の使用人
- ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- 次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
- ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合。
- エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
- オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
- キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
- ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- ケ) 権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合。
- 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
- ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
- イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- 権利者が死亡した場合で、新株予約権が相続の対象とならなかった場合。なお、権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイトである期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。
6. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 第12回新株予約権

決議年月日	2020年8月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社使用人 61
新株予約権の数(個)	175
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 175,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	410(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2022年8月20日 至 2030年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 410 資本組入額 205(注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容から変更はありません。提出日の前月末日現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日において変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行うものとします。

2. 新株予約権の割当日後に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \times \text{調整前行使価額}$$

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
- 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
- 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
- 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。
- ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
- イ) 当社又は子会社の使用人
- ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- 次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
- ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合。
- エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
- オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
- キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
- ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- ケ) 権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合。
- 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
- ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
- イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- 権利者が死亡した場合で、新株予約権が相続の対象とならなかった場合。なお、権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイトである期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。
6. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 第13回新株予約権

決議年月日	2021年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 3 当社使用人 64
新株予約権の数(個)	5,865(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 586,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,430(注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年6月15日 至 2031年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,430 資本組入額 1,215(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容から変更はありません。提出日の前月末日現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日において変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める付与株式数の調整を行うものとします。

2. 新株予約権の割当日後に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われた場合。
- 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合。
- 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合。
- 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。
- ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
- イ) 当社又は子会社の使用人
- ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- 次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
- ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- イ) 権利者が当社又は子会社と競争する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競争した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合。
- エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
- オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
- キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
- ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- ケ) 権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合。
- 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
- ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
- イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- 権利者が死亡した場合で、新株予約権が相続の対象とならなかった場合。なお、権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、新株予約権を承継する者が死亡した場合には、新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイトである期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整し、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。

7. 第14回新株予約権

決議年月日	2024年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 4 当社使用人 1
新株予約権の数(個)	304(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,400(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650(注)3
新株予約権の行使期間	自 2024年3月29日 至 2034年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 685 資本組入額 343(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容から変更はありません。提出日の前月末日現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日において変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき3,500円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、100株であります。

ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

3. 1株につき金650円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあるものとします。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後行使価額の適用時期は、（注）2（1）の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) 本注（2）(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本注（2）に基づく調整は行われぬものとする。
- (6) 本注の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社の発行済株式総数の過半数の株式を特定の第三者（当社の株主を含む。）が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

イ) 当社又は子会社の使用人

ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合

ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

ケ) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

- (2) 権利者は、2024年12月期から2026年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、22,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
 - (3) 権利者は、本新株予約権の割当日から3年間を経過するまでの間、継続して当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人（アルバイト（一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。）である期間は除く。）であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 権利者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (5) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編成行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。

8. 第15回新株予約権

決議年月日	2024年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 4 当社使用人 1
新株予約権の数(個)	304(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	764(注)2
新株予約権の行使期間	自 2024年3月29日 至 2034年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 764 資本組入額 382(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容から変更はありません。提出日の前月末日現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日において変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、100株であります。

ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 1株につき本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)としますが、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値とします(以下「行使価額」という。)。また、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあるものとします。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

分割・併合の比率

- (2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \\ & \frac{\text{調整後 行使価額} - \text{調整前 行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \times \text{時価} \end{aligned}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数(当社が保有するものを除く。)及び発行済の潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする(但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。)

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) 本注(2)(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本注(2)に基づく調整は行われぬものとする。
- (6) 本注の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社の発行済株式総数の過半数の株式を特定の第三者（当社の株主を含む。）が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

イ) 当社又は子会社の使用人

ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合

ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

ケ) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

- (2) 権利者は、2024年12月期から2026年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、18,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
 - (3) 権利者は、本新株予約権の割当日から3年間を経過するまでの間、継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は使用人（アルバイト（一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。）である期間は除く。）であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 権利者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (5) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編成行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。

9. 第16回新株予約権

決議年月日	2024年12月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 5 当社使用人 4
新株予約権の数(個)	567(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 56,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	855(注)2
新株予約権の行使期間	自 2025年1月6日 至 2035年1月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 855 資本組入額 428(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容から変更はありません。提出日の前月末日現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日において変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、100株であります。

ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 1株につき本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)としますが、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値とします(以下「行使価額」という。)。また、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあるものとします。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

分割・併合の比率

- (2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \\ & \text{調整後 調整前} \quad \text{時価} \\ \text{行使価額} = & \text{行使価額} \times \\ & \text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \end{aligned}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数(当社が保有するものを除く。)及び発行済の潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする(但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。)

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) 本注(2)(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本注(2)に基づく調整は行われぬものとする。
- (6) 本注の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社の発行済株式総数の過半数の株式を特定の第三者（当社の株主を含む。）が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

イ) 当社又は子会社の使用人

ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合

ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

ケ) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

- (2) 権利者は、本新株予約権の割当日から3年間を経過するまでの間、継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は使用人（アルバイト（一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。）である期間は除く。）であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 権利者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編成行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。

10. 第17回新株予約権

決議年月日	2024年12月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役 5 当社使用人 3
新株予約権の数（個）	441（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 44,100（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	855（注）2
新株予約権の行使期間	自 2025年1月6日 至 2035年1月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 855 資本組入額 428（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容から変更はありません。提出日の前月末日現在（2026年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日において変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、100株であります。

ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 1株につき本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）としますが、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値とします（以下「行使価額」という。）。また、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあるものとします。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、（注）1（1）の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

分割・併合の比率

- (2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \\ & \text{調整後 調整前} \qquad \qquad \qquad \text{時価} \\ \text{行使価額} = & \text{行使価額} \times \\ & \text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \end{aligned}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数(当社が保有するものを除く。)及び発行済の潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする(但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。)

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) 本注(2)(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本注(2)に基づく調整は行われぬものとする。
- (6) 本注の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有するもの（以下「権利者」という。）について以下に定める取得事由が発生していないこと。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社の発行済株式総数の過半数の株式を特定の第三者（当社の株主を含む。）が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ア) 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
- イ) 当社又は子会社の使用人
- ウ) 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ア) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - イ) 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ウ) 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - エ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - オ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - カ) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - キ) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ク) 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ケ) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア) 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - イ) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

- (2) 権利者は、2025年12月期から2027年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、30,000百万円を超過した場合、かつ、2025年12月期から2027年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された当社の監査済みの有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）に記載された営業利益が0円を超える場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
 - (3) 権利者は、本新株予約権の割当日から3年間を経過するまでの間、継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は使用人（アルバイト（一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。））である期間は除く。）であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 権利者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (5) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編成行為の際の取扱い
本注に準じて決定する。
- 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

1. 第8回新株予約権

決議年月日	2019年5月23日
新株予約権の数(個)	10(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	485(注)2、4
新株予約権の行使期間	自 2019年6月3日 至 2026年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 485 資本組入額 243(注)3、4
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容からは変更ありません。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株式の分割又は併合以外に注2の各項目に掲げる事由により行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整します。

$$\begin{aligned} & \text{調整前行使価額} \times \text{調整前の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数} \\ \text{調整後の各新株予約権} & = \frac{\text{調整後行使価額}}{\text{1個当たりの目的たる株式数}} \end{aligned}$$

ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てます。

2. 以下の各項目に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整します。

$$\begin{aligned} & \text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} \\ \text{調整後行使価額} & = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \end{aligned}$$

なお、行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入し、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数(自己株式数を除く。)とします。

また、行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとし、行使価額調整式で使用する1株当たり払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とします。

(1) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合
 なお、調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(2) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認期間で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

上記 ただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

(3) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合

なお、調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

さらに、新株予約権の割当日後に当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における新株の払込金額中資本金に組入れない額は、新株の払込金額より資本金に組入れる額を減じた金額とします。資本金に組入れる額とは、新株の払込金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合、この端数を切り上げた額とします。新株の払込金額とは、権利行使に際して払い込みをなすべき額をいいます。

4. 当社は2021年5月18日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月4日 (注)1.	45,804,150	45,850,000	-	100,000	-	1,658,250
2021年9月28日 (注)2.	3,297,700	49,147,700	3,726,236	3,826,236	3,726,236	5,384,486
2021年11月1日 (注)3.	1,351,300	50,499,000	1,526,901	5,353,137	1,526,901	6,911,387
2021年11月30日 (注)4.	1,644,000	52,143,000	51,735	5,404,872	51,735	6,963,122
2022年4月14日 (注)5.	19,476	52,162,476	13,233	5,418,106	13,233	6,976,356
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注)4.	1,714,000	53,876,476	58,773	5,476,879	58,773	7,035,129
2023年4月14日 (注)6.	51,219	53,927,695	19,744	5,496,624	19,744	7,054,874
2023年1月1日～ 2023年12月31日 (注)4.	1,329,000	55,256,695	87,725	5,584,350	87,725	7,142,600
2024年4月12日 (注)7.	63,155	55,319,850	19,988	5,604,338	19,988	7,162,588
2024年1月1日～ 2024年12月31日 (注)4.	130,000	55,449,850	12,881	5,617,220	12,881	7,175,470
2025年4月11日 (注)8.	61,915	55,511,765	24,239	5,641,460	24,239	7,199,710
2025年1月1日～ 2025年12月31日 (注)4.	218,000	55,729,765	9,720	5,651,180	9,720	7,209,430

(注)1. 株式分割(1:1,000)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,430円
 引受価額 2,259.90円
 資本組入額 1,129.95円
 払込金総額 7,452,472千円

3. 有償第三者割当(オーバーアロートメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 2,259.90円
 資本組入額 1,129.95円
 割当先 S M B C 日興証券株式会社

4. 新株予約権の行使によるものであります。

5. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

発行価格 1,359円
 資本組入額 679.50円
 割当先 当社の取締役(社外取締役を除く)4名 6,620株
 当社の執行役員5名 3,675株
 当社の使用人19名 9,181株

6. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

発行価格 771円
 資本組入額 385.50円
 割当先 当社の取締役5名 12,321株
 当社の執行役員5名 12,970株
 当社の使用人28名 25,928株

7. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行
 発行価格 633円
 資本組入額 316.50円
 割当先 当社の取締役4名 25,275株
 当社の執行役員4名 6,316株
 当社の使用人36名 31,564株
8. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行
 発行価格 783円
 資本組入額 391.50円
 割当先 当社の取締役4名 25,540株
 当社の執行役員5名 6,385株
 当社の使用人43名 29,990株

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	20	66	40	17	7,597	7,744	-
所有株式数(単元)	-	38,021	22,249	124,624	39,691	94	332,451	557,130	16,765
所有株式数の割合(%)	-	6.82	3.99	22.37	7.12	0.02	59.67	100	-

(注) 自己株式32,532株は、「個人その他」に325単元、「単元未満株式の状況」に32株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
佐渡島 隆平	神奈川県逗子市	13,264	23.82
下崎 守朗	神奈川県鎌倉市	4,695	8.43
ソニーネットワークコミュニケー ションズ株式会社	東京都港区港南1丁目7-1	4,640	8.33
森本 数馬	東京都品川区	4,140	7.43
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	3,177	5.70
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2丁目4-1	2,600	4.67
キャノンマーケティングジャパン株 式会社	東京都港区港南2丁目16-6	2,600	4.67
関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島3丁目6-16	1,920	3.45
GOVERNMENT OF NO RWAY	BANKPLASSEN 2.010 7 OSLO I OSLO 010 7 NO東京都新宿区新宿6丁目27番 30号	1,100	1.97
常任代理人 シティバンク	ONE CONGRESS STREE T, SUITE 1, BOSTON, MA SSACHUSETTS	823	1.48
STATE STREET BAN K AND TRUST COMP ANY 505012	東京都港区港南2丁目15-1 品川イ ンターシティA棟		
常任代理人 株式会社みずほ銀行			
計	-	38,960	69.95

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 32,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 55,680,500	556,805	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 16,765	-	-
発行済株式総数	55,729,765	-	-
総株主の議決権	-	556,805	-

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
セーフィー株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号	32,500	-	32,500	0.06
計	-	32,500	-	32,500	0.06

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	12,725	97
当期間における取得自己株式	-	-

(注)1. 当事業年度における取得自己株式12,725株のうち、12,625株は、譲渡制限付株式報酬制度の権利失効による無償取得によるものであります。また、100株は、単元未満株式の買取り請求取得によるものであります。

2. 当期間における取得自己株式には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
保有自己株式数	32,532	-	32,532	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、内部留保とのバランスを考慮して安定した配当を実施していくことを基本方針としています。

しかしながら、本書提出日現在では事業も成長段階にあることから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えており、当分の間無配とすることといたしております。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く経営環境を考慮したうえで、株主に対して安定的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

内部留保資金につきましては、更なる事業拡大に向けた研究開発への投資や人材採用及び育成投資に充当していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、株主総会決議に基づいた期末配当において年に1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますので、業績動向を確認しながらその実施についてもあわせて検討してまいります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

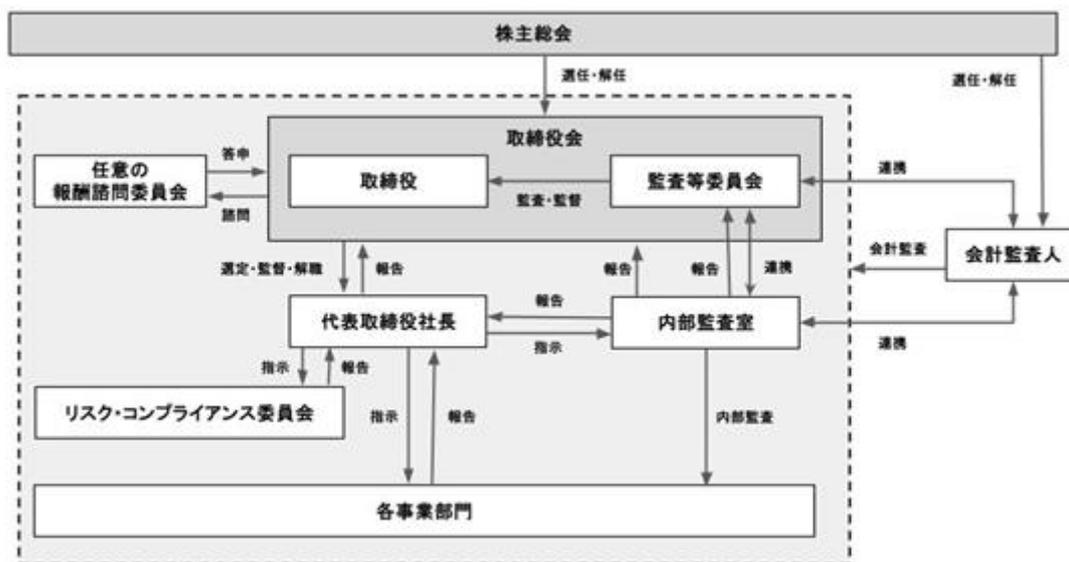
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性・公正性・迅速性を高め、中長期的、安定的かつ継続的に企業価値を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。このため、企業倫理の構成と法令遵守、経営環境の変化に迅速・適切・効率的に対応できる経営の意思決定体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ります。また、全てのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考え、情報の適時開示を通じて透明・健全な経営を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、2026年3月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。当社の本有価証券報告書提出時点における企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



(a) 取締役会

本有価証券報告書提出時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、代表取締役佐渡島隆平、取締役森本数馬、取締役古田哲晴及び社外取締役岩田彰一郎の4名であります。また、当社の監査等委員である取締役は、社外取締役中島早香、社外取締役工藤克己及び社外取締役岡田淳の3名で構成されております。

当社の取締役会は、原則月に1回取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定その他経営上の重要事項の審議、報告及び決議を行っております。当社の取締役会では、重要な業務執行の決定に加え、社外取締役の視点も踏まえた経営の監督を実施しております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は、取締役会を合計16回開催しており、個々の取締役および監査役の出席状況については次のとおりです。

役名	氏名	出席状況
代表取締役	佐渡島 隆平	全16回中16回 (100%)
取締役	森本 数馬	全16回中16回 (100%)
取締役	古田 哲晴	全16回中16回 (100%)
社外取締役	岩田 彰一郎	全16回中16回 (100%)
監査役	中島 早香	全16回中16回 (100%)
監査役	工藤 克己	全16回中16回 (100%)
監査役	岡田 淳	全16回中16回 (100%)

取締役会における具体的な検討内容として、中期成長戦略、経営課題及び人的資本に関する議論、事業成長のための戦略、その他会社法及び取締役会規程に定める決議・報告事項について、決議、報告及び審議を実施いたしました。

(b) 監査等委員会

「(3) 監査の状況 監査等委員会監査の状況 a. 監査等委員会監査の組織、人員及び手続、b. 当事業年度における監査役会及び監査役の活動状況」をご参照下さい。

(c) 報酬諮問委員会

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定においては、業績の状況、経営環境、報酬制度のトレンド等を勘案し、独立社外取締役、代表取締役、社外有識者の3名からなる報酬諮問委員会で検討し作成した報酬案について、取締役会において妥当性について審議した上で、決定しております。当事業年度において当社は、報酬諮問委員会を2回開催しており、構成される3名は全ての回に参加しております。

b. 当該体制を採用する理由

当社は、透明性の確保・向上及び経営環境の変化に対する迅速な対応を図るため、上記体制を採用しております。業務執行に関しては、取締役会による監視を行っており、社外取締役（4名）による助言・提言により、監視・監査体制の強化を図っております。また、監査等委員会監査、会計監査人監査及び内部監査の三様監査が連携し、様々なリスクに対する指摘や助言を行っております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務執行の適正性を確保する体制として、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っております。また、当該方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。

(a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続・発展していくためには、全ての取締役・使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識しております。

(1) 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努める。

(2) 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・使用人は定められた規程に従い、業務を執行する。

(3) リスク・コンプライアンス規程を制定運用する。

(4) 内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。

(5) 定款及び規程を整備し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が常に目をとおせる状態にする。

(6) 定期的実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、法令遵守をはじめとしたコンプライアンス、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性の状況について監査するとともに、その結果を代表取締役および取締役会並びに監査等委員会に速やかに報告する体制を構築する。

(b) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程を制定し、保存・管理をする。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制としており、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につき「リスク・コンプライアンス規程」を制定・運用するとともに使用人への教育を行う。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。

- (d) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。
 - (2) 各組織単位に取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、業務執行状況を取締役会に報告する。
 - (3) 稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
 - (4) 代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役（監査等委員である取締役を除く。）自らの業務執行の効率化を図る。
- (e) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員である取締役が求めた場合、取締役会は監査等委員である取締役と協議のうえ、監査等委員である取締役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (f) 監査等委員である取締役補助人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- (1) 監査等委員である取締役補助人は、監査等委員である取締役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
 - (2) 当該監査等委員である取締役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員である取締役の同意を得たうえで行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- (g) 監査等委員である取締役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員である取締役補助人が監査等委員である取締役の指揮命令に従う旨を取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。
- (h) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役又は監査等委員会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の役員及び使用人は、監査等委員である取締役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査等委員である取締役又は監査等委員会に直接又は関係部署を通じて報告し、監査等委員である取締役と情報を共有する。
 - (2) 監査等委員である取締役は、監査等委員会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
 - (3) 重要な稟議書は、決裁者による決裁後に監査等委員である取締役が確認することができ、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
 - (4) 前3項の報告を行った者に対し、「内部通報処理規程」に基づいて、報告したことを理由とする不利な取扱いを禁止する。
- (i) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員である取締役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
- (j) その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。また、必要に応じて当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - (2) 内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

(k) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役社長に報告する。
- (4) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

(l) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社において、損失の危険の管理、取締役による効率的な職務執行、取締役及び使用人による法令及び定款に適合した職務執行、並びに取締役の職務執行状況の当社への報告が適切になされるよう、以下の取組みを行います。

- (1) 当社は子会社に対して、子会社の取締役又は監査役として当社役職員を派遣し、「子会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督します。
- (2) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において、事前に審議し、事後に報告を受けます。
- (3) 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行います。
- (4) 監査等委員会は、当社の取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、必要に応じ、子会社に対し、事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査します。

(m) 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社は、反社会的勢力による民事介入暴力が発生した場合の対応を目的として制定した「反社会的勢力対応規程」に基づき適切に行動する。

b. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」において、「当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」ことを基本方針として掲げております。そして、この方針を実現するため、反社会的勢力対応ガイドラインにおいて、会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないこと、当社役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示さなければならないと定めております。

当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、また必要に応じて警察や弁護士等外部の専門機関と連携を取り、反社会的勢力に関する情報収集・社内体制の整備を強化します。

全国で施行されている暴力団排除条例及び反社会的勢力排除に関するマニュアルに基づき、事業に関わる契約を締結する際には、インターネットその他の手段を通じて取引先が反社会的勢力ではないことの確認に努めております。

契約を締結する際には、暴力団排除条例に則り、反社会的勢力又はそれらに関わりのある者でないことを約し、相手方がこれに違反した場合には、金銭の負担なく一方的に契約を解除できる旨と共に損害賠償請求ができる旨を契約書面にて約すことを義務付けております。

役員又は従業員の雇用にあたり、入社時に被採用者自らが反社会的勢力等でないことを誓約させております。

c. リスク管理体制の整備の状況

(a) リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名、常勤監査等委員である取締役1名及び執行役員で構成され、当社における様々なリスクとコンプライアンスに関する重要な事項を審議し、決議しております。

当社は、原則半年に1回リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社において想定されるリスクを洗い出し、コンプライアンス活動の共有等を図ることにより、当社におけるリスクとコンプライアンスを管理することを目的としております。

(b) リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。代表取締役及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに各本部長・部長が日常業務を通じて、潜在的なリスクに対して注意を払い、リスクの早期発見と、顕在化しているリスクについてはその影響を分析し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受け入れられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。また、当社の内部監査担当者が、リスク管理全般の適切性、有効性を検証しております。

(c) コンプライアンス体制の整備状況

当社では、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、同規程の下で全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的に代表取締役のもと、常勤取締役、常勤監査等委員である取締役、各本部長及び各部長で法令遵守について都度確認、啓蒙し、各部長がそれぞれの管掌部門に周知徹底させる形でコンプライアンスの意識向上を図っております。また内部通報制度として「内部通報窓口」を外部の法律事務所、常勤監査等委員である取締役及び経営管理本部人事総務部門に設置し、組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

(d) 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

情報セキュリティについては、情報セキュリティリスクに対する安全管理措置を講じ、当社が所有する情報資産を保護する目的として「情報セキュリティ管理規程」等の規程・マニュアルを定め、情報セキュリティ体制を強化しております。具体的には、情報セキュリティ責任者である開発本部長の下、情報セキュリティ推進担当として各本部の担当者を配した情報セキュリティ委員会を構成し、情報資産の運用を安全に行えるよう管理しております。また、個人情報（特定個人情報を含みます）の取扱いについても、関連法令の遵守を図るとともに、「個人情報保護規程」を定め、通常秘密情報よりも高いレベルでの権限管理を行うことで、その機密性等の確保を図っております。

なお、当社は国際規格である情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）「ISO/IEC27001:2013」、ISMSクラウドセキュリティ「ISO/IEC27017:2015」及びプライバシー情報マネジメントシステム「ISO/IEC27701:2019」を取得しております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、賠償責任に関する不安を除去することで、萎縮することなく適切に職務を遂行することを可能とし期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

(a) 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員

(b) 保険契約の内容の概要

被保険者が(a)の会社の役員等としての職務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求等がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすること、また一定額に至らない損害については填補の対象としないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担します。

f. 取締役及び監査等委員の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定数を3名以上、監査等委員会である取締役の定数を3名以上とする旨を定款に定めています。

g. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めています。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

i. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当することができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

j. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長CEO	佐渡島 隆平	1979年10月23日生	1999年12月 Daigakunote.com 創業 2002年4月 ソネット株式会社(現 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社) 入社 2010年10月 モーションポートレート株式会社 入社 2014年10月 当社設立 代表取締役社長CEO(現任) 2022年8月 MUSVI株式会社 社外取締役(現任)	(注)2.	13,264
取締役 開発本部 本部長兼 CTO	森本 数馬	1978年7月29日生	2001年4月 ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社) 入社 2012年8月 グリー株式会社(現 グリーホールディングス株式会社) 入社 2013年11月 モーションポートレート株式会社 入社 2014年10月 当社設立 取締役開発本部長 兼 CTO(現任)	(注)2.	4,140
取締役 兼 COO	古田 哲晴	1982年3月27日生	2006年4月 McKinsey&Company Inc. 入社 2010年11月 株式会社産業革新機構 入社 2017年3月 当社入社 経営管理本部長兼CFO 2019年10月 当社取締役 経営管理本部長 兼 CFO 2023年2月 AWL株式会社 社外取締役(現任) 2026年1月 当社取締役 兼 COO(現任)	(注)2.	550
取締役	岩田 彰一郎	1950年8月14日生	1973年3月 ライオン油脂株式会社(現 ライオン株式会社) 入社 1986年3月 プラス株式会社 入社 1992年5月 同社 営業本部アスクル事業推進室室長 1997年3月 アスクル株式会社 代表取締役社長 2000年5月 同社 CEO 2006年6月 株式会社資生堂 社外取締役 2019年9月 株式会社フォース・マーケティングアンドマネージメント設立 代表取締役社長(現任) 2020年8月 当社 社外取締役(現任) 2021年6月 エステー株式会社 社外取締役(現任) 2021年9月 Arithmer株式会社 社外取締役(現任) 2022年5月 株式会社Hacobu 社外取締役(現任) 2025年6月 ロート製薬株式会社 社外取締役(現任)	(注)2.	92
取締役 (常勤監査等委員)	中島 早香	1982年1月21日生	2006年12月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 2010年7月 公認会計士登録 2017年12月 株式会社イグニス 取締役常勤監査等委員長 2020年1月 当社 常勤監査役 2022年11月 レンティオ株式会社 非常勤監査役(現任) 2025年8月 株式会社Mellow 社外監査役(現任) 2026年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3.	-
取締役 (監査等委員)	工藤 克己	1958年6月18日生	1981年4月 ソニー電子株式会社(現 ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社) 入社 1994年11月 ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社) 出向 2001年11月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社(現 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社) 入社 2012年10月 同社 執行役員 2013年12月 同社 取締役執行役員 2015年6月 同社 取締役執行役員常務 2016年4月 同社 取締役執行役員SVP 2019年3月 当社 社外監査役 2021年2月 株式会社AIR-U 社外監査役(現任) 2026年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3.	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	岡田 淳	1979年3月11日生	2002年10月 弁護士登録 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所外 国法共同事業) 入所 2008年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2012年1月 森・濱田松本法律事務所(現 森・濱田松本法律 事務所外国法共同事業) パートナー(現任) 2016年11月 ワンダープラネット株式会社 非常勤監査役(現 任) 2020年4月 当社 非常勤監査役 2025年12月 株式会社エクシオホールディングス 社外監査役 (現任) 2026年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
計					18,048

- (注) 1. 取締役岩田彰一郎、中島早香、工藤克己及び岡田淳は、社外取締役であります。
2. 2026年3月26日開催の定時株主総会の終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2026年3月26日開催の定時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

本有価証券報告書提出日現在、当社の社外取締役を4名選任しております。

社外取締役は、社外の視点を踏まえた客観的な立場から、経営者や専門家として豊富な経験や幅広い知見に基づき、経営上の助言を行い、また、取締役の業務執行に対する監督機能及び監査等委員会の監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを健全に機能させることが役割と考えております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めていませんが、東京証券取引所が定めている独立役員に関する判断基準を参考のうえ、企業経営における幅広い知見、経験や当社との関係から判断し、独立性が確保できる者を選任することとしております。

社外取締役の岩田彰一郎氏は、事業会社の代表取締役を長年務めたことから、経営に関する豊富な経験と知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。なお、同氏は、当社の株式92,441株及び新株予約権20個(20,000株)を保有しておりますが、この関係以外に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の中島早香氏は、監査法人での会計監査経験があり、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また常勤での監査等委員としての経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。なお、同氏は、当社の新株予約権80個(8,000株)を保有しておりますが、この関係以外に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の工藤克己氏は、事業会社の取締役等を長年務めたことから、経営に関する豊富な経験と知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。なお、同氏は、当社の新株予約権80個(8,000株)を保有しておりますが、この関係以外に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の岡田淳氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験と知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。なお、同氏は、当社の新株予約権40個(4,000株)を保有しておりますが、この関係以外に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門の関係

当社では、社外取締役による監督又は監査、監査等委員による監査と内部監査及び会計監査人による監査は、連携関係を構築することでより高度な企業統治を実現できるものと考えております。

また、監査等委員会、監査法人による監査及び内部監査が有機的に機能するよう、内部監査結果については、監査の都度で内部監査担当と監査等委員の間で意見・情報交換を行うこととしております。内部監査担当と監査法人の連携につきましては、監査法人の期中の報告会に出席し、意見交換を行うこととしております。監査等委員と監査法人とは、期中に報告を受けるほか、適宜、意見交換を行うこととしております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会監査の組織、人員及び手続

当社は2026年3月26日開催の第12回定時株主総会における承認を得て、監査等委員会設置会社に移行しております。そのため、b.当事業年度における活動状況については、移行前の監査役会設置会社における内容を記載しております。

有価証券報告書提出日現在、当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名から構成されており、その全員が社外取締役であります。常勤監査等委員中島早香は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員工藤克己は、事業会社の取締役等を長年務めたことから、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。監査等委員岡田淳は、弁護士として企業法務に精通し豊富な実務経験と相当程度の知見を有しております。

各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画に従って、監査を実施しています。

全監査等委員が、取締役会へ出席し、必要に応じて意見を陳述するとともに、代表取締役及び社外取締役等との定期的な意見交換の実施、会計監査人からの会計監査（レビュー）結果報告の受領、必要に応じた関係者の聴取の実施等により、コーポレート・ガバナンスの運営状況を監視し、取締役の職務執行を含む業務監査を行っております。

b. 当事業年度における監査役会及び監査役の活動状況

当社の監査役会の開催頻度は、原則として毎月1回開催され、必要に応じて随時開催しております。当事業年度において監査役会は14回開催され、個々の監査役の出席状況は以下のとおりです。

役職	氏名	出席回数
常勤社外監査役	中島 早香	全14回中14回（100％）
社外監査役	工藤 克己	全14回中14回（100％）
社外監査役	岡田 淳	全14回中14回（100％）

監査役会では、策定した監査方針及び監査計画に基づき実施した常勤監査役からの月次活動報告、それに基づく情報共有及び意見交換、取締役会審議案件その他重要事項についての審議を主として行っております。

監査役会における具体的な検討内容としては、監査方針及び監査計画の立案、取締役の職務執行状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の再任、会計監査人の報酬の同意、定時株主総会への付議議案内容、内部統制システムの整備・運用状況及び監査報告の作成等になります。

また、常勤監査役の活動としては、取締役会のほか経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役等との定期ヒアリングに加え、必要に応じて役職員からの聴取、内部監査室との定期的な意思疎通・意見交換等といった日常の監査業務を実施しております。これらの当社の業務執行状況に関する情報を収集した上で、非常勤監査役及び社外取締役へ情報共有を行うことで監査機能の充実に図っております。

内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社は、業務執行部署から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、専任担当者2名により内部監査を実施しております。内部監査室は、代表取締役社長からの指示により必要な監査・調査を定期的の実施し、業務執行の妥当性・効率性やリスク管理体制の遵守・整備状況などを幅広く検証しております。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、代表取締役の承認を受けた年間計画に従い、当社グループの内部監査を実施しております。監査後は、監査結果を代表取締役社長へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善が必要な内容については、フォローアップ監査により改善実施状況及び改善結果を確認しております。

b. 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は、三者間で定期的に行う三様監査報告会を開催し、それぞれの計画・日程・課題や改善事項・監査結果等について情報共有し、各監査の実効性を確保するとともに監査機能の向上を図っております。

また、内部監査室は常勤監査等委員と定期的及び随時に会合を持ち、監査状況等に関して意見及び情報の交換を行い、相互に連携を図っております。

さらに、常勤監査等委員と会計監査人は、必要に応じて意見及び情報の交換を行っております。

c. 内部監査の実効性を確保するための取組

内部監査の実効性を確保するため、内部監査室は取締役会へ報告者として期中と期末に出席し、取締役に対し直接報告を行える機会を設けております。

また、内部監査室は監査役等委員会へ報告者として四半期に1回出席し、監査等委員会に対し直接報告を行える機会を設けております。

さらに、内部監査室は、代表取締役社長へ直接報告を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

7年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 中山 博樹

指定有限責任社員 業務執行社員 井上 倫哉

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 15名

その他 32名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定方針は特に定めておりませんが、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査法人の独立性、専門性、品質管理体制、事業分野への理解度、及び報酬水準の妥当性等を総合的に勘案し選定しております。当社は、有限責任 あずさ監査法人が、当社の会計監査を適切かつ妥当に行うことを確保する体制を備えているものと判断しており、当事業年度においても会計監査人として再任することを決定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告するものといたします。

f. 監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、上述した監査法人の選定方針に掲げた事項等に基づき、品質管理の状況、監査チームの独立性、及び職務の遂行状況等について説明を求める他、監査役会とのコミュニケーション、経営者等との関係及び不正リスク等について総合的に勘案し、監査法人の評価をしております。評価の結果、有限責任 あずさ監査法人による監査は、適切に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	37,440	-	39,420	-
連結子会社	-	-	-	-
計	37,440	-	39,420	-

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当連結会計年度の会計監査人の報酬額については、上記以外に前連結会計年度に係る追加報酬の額が3,456千円あります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMG)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬の決定方針としましては、会社規模・業務内容・監査日数・監査人員及び業務特性等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、審議した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 取締役報酬について

(a) 報酬の構成

取締役の報酬等は、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成されております。

(b) 取締役の報酬等に関する株主総会決議

取締役の報酬等の額（監査等委員である取締役を除く。）については、株主総会決議により報酬等の限度額を決定しており、2026年3月26日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（決議時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名））と決議されております。

また、2026年3月26日開催の定時株主総会において、当社の社外取締役を含めた取締役（監査等委員である取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の社外取締役を含めた取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いただきました。当制度による報酬は、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は50,000株（うち社外取締役10,000株）を上限としております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会決議により報酬等の限度額を決定しており、2026年3月26日開催の定時株主総会において年額30百万円以内（決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名））と決議されております。

(c) 決定のプロセス

各取締役の報酬等の決定においては、業績の状況、経営環境等を勘案し、独立社外取締役、代表取締役、社外有識者の3名からなる報酬諮問委員会で検討し作成した報酬案について、取締役会において妥当性について審議した上で、決定しております。

なお、役員の報酬に、企業内容等の開示に関する内閣府令で定義される業績連動報酬に該当するものはありません。

当事業年度において当社は、報酬諮問委員会を2回開催しており、構成される3名は全ての回に参加しております。報酬諮問委員会における具体的な検討内容としては、以下のとおりであります。

- ・ 役員報酬制度に関する事項
- ・ 取締役の報酬等に関する事項

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社は、2026年3月26日開催の定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行しています。当事業年度に係る報酬等については、監査役会設置会社として役員に支給した報酬等について記載しています。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	58,677	43,370	-	15,307	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	28,269	24,504	-	3,765	4

役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、関係会社株式を除く保有株式について、純投資目的である投資株式とそれ以外の目的である投資株式に区分しております。純投資目的である投資株式とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的に保有する株式とし、それ以外の投資株式については純投資目的以外の目的である投資株式と判断しております。

なお、当社は保有目的が純投資目的である投資株式を保有しません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、投資先との事業上の関係や当社との協業、事業機会の創出に必要な場合を条件に保有することとしており、個別銘柄毎に、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクを検証し、保有の適否を判断することとしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できる体制を整備するため、財務・会計の専門書の購読、外部研修の受講等を行っており、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,799,232	6,820,149
電子記録債権	1 12,600	1 18,743
売掛金	1 2,235,019	1 2,726,538
契約資産	1,219	-
商品	789,745	874,412
仕掛品	11,506	150
その他	401,998	499,672
貸倒引当金	4,995	7,845
流動資産合計	10,246,326	10,931,821
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,458	11,792
減価償却累計額	11,458	11,792
建物(純額)	-	-
工具、器具及び備品	33,516	34,127
減価償却累計額	33,028	32,975
工具、器具及び備品(純額)	487	1,151
車両運搬具	-	1,854
減価償却累計額	-	772
車両運搬具(純額)	-	1,081
リース資産	-	119
減価償却累計額	-	119
リース資産(純額)	-	-
その他	-	15,537
減価償却累計額	-	2,313
その他(純額)	-	13,223
有形固定資産合計	487	15,457
投資その他の資産		
投資有価証券	2 567,842	2 328,615
繰延税金資産	-	408,660
その他	208,832	394,545
投資その他の資産合計	776,675	1,131,821
固定資産合計	777,163	1,147,278
繰延資産		
創立費	598	1,482
繰延資産合計	598	1,482
資産合計	11,024,087	12,080,583

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,094,652	1,042,189
未払金	613,242	679,756
1年内返済予定の長期借入金	1,656	892
未払法人税等	75,450	322,751
契約負債	55,771	86,199
賞与引当金	186,480	210,715
その他	381,267	470,721
流動負債合計	2,408,521	2,813,226
固定負債		
長期借入金	892	-
繰延税金負債	5,507	9,634
その他	40,000	33,201
固定負債合計	46,399	42,835
負債合計	2,454,920	2,856,061
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,617,220	5,651,180
資本剰余金	8,102,602	8,146,608
利益剰余金	5,194,555	4,756,668
自己株式	216	313
株主資本合計	8,525,050	9,040,806
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	12,478	21,577
繰延ヘッジ損益	-	5,572
為替換算調整勘定	3,238	2,480
その他の包括利益累計額合計	9,240	24,669
新株予約権	12,720	32,797
非支配株主持分	22,156	126,248
純資産合計	8,569,167	9,224,521
負債純資産合計	11,024,087	12,080,583

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1 15,049,858	1 19,029,026
売上原価	2 7,713,559	2 9,520,491
売上総利益	7,336,299	9,508,534
販売費及び一般管理費	3, 4 7,916,864	3, 4 9,590,121
営業損失()	580,565	81,587
営業外収益		
受取利息	292	3,665
業務受託料	1,479	236
受取手数料	4,865	1,409
受取補償金	2,596	4,971
保険差益	197	-
その他	199	66
営業外収益合計	9,631	10,349
営業外費用		
支払利息	238	284
持分法による投資損失	29,861	40,826
投資事業組合運用損	6,447	576
為替差損	11,839	5,865
その他	4,270	555
営業外費用合計	52,658	48,109
経常損失()	623,592	119,346
特別利益		
固定資産売却益	5 799	-
投資有価証券売却益	-	13,880
補助金収入	-	6 634,022
新株予約権戻入益	-	266
特別利益合計	799	648,168
特別損失		
持分変動損失	-	7,553
減損損失	54,317	7 66,600
投資有価証券評価損	8 868,633	8 176,057
特別損失合計	922,951	250,211
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,545,743	278,610
法人税、住民税及び事業税	14,585	253,271
法人税等調整額	-	411,416
法人税等合計	14,585	158,145
当期純利益又は当期純損失()	1,560,328	436,755
非支配株主に帰属する当期純損失()	7,843	1,131
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	1,552,485	437,887

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	1,560,328	436,755
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	11,334	9,098
繰延ヘッジ損益	-	5,572
為替換算調整勘定	3,238	757
その他の包括利益合計	8,096	15,429
包括利益	1,552,232	452,184
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,544,389	453,316
非支配株主に係る包括利益	7,843	1,131

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,584,350	8,069,732	3,642,070	167	10,011,844
当期変動額					
新株の発行	19,988	19,988			39,977
新株の発行（新株予約権の行使）	12,881	12,881			25,763
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			1,552,485		1,552,485
自己株式の取得				49	49
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	32,870	32,870	1,552,485	49	1,486,794
当期末残高	5,617,220	8,102,602	5,194,555	216	8,525,050

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,144	-	1,144	3,952	-	10,016,941
当期変動額						
新株の発行			-			39,977
新株の発行（新株予約権の行使）			-			25,763
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			-			1,552,485
自己株式の取得			-			49
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,334	3,238	8,096	8,768	22,156	39,020
当期変動額合計	11,334	3,238	8,096	8,768	22,156	1,447,773
当期末残高	12,478	3,238	9,240	12,720	22,156	8,569,167

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,617,220	8,102,602	5,194,555	216	8,525,050
当期変動額					
新株の発行	24,239	24,239			48,479
新株の発行（新株予約権の行使）	9,720	9,720			19,440
親会社株主に帰属する当期純利益			437,887		437,887
自己株式の取得				97	97
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		10,045			10,045
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	33,959	44,005	437,887	97	515,755
当期末残高	5,651,180	8,146,608	4,756,668	313	9,040,806

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	12,478	-	3,238	9,240	12,720	22,156	8,569,167
当期変動額							
新株の発行				-			48,479
新株の発行（新株予約権の行使）				-			19,440
親会社株主に帰属する当期純利益				-			437,887
自己株式の取得				-			97
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				-			10,045
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,098	5,572	757	15,429	20,077	104,092	139,598
当期変動額合計	9,098	5,572	757	15,429	20,077	104,092	655,353
当期末残高	21,577	5,572	2,480	24,669	32,797	126,248	9,224,521

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,545,743	278,610
減価償却費	2,560	6,120
減損損失	54,317	66,600
株式報酬費用	45,499	66,233
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,265	2,849
賞与引当金の増減額(は減少)	156,480	24,235
受取利息	292	3,665
受取補償金	2,596	4,971
受取手数料	4,865	1,409
補助金収入	-	634,022
業務受託料	1,479	236
保険差益	197	-
新株予約権戻入益	-	266
支払利息	238	284
持分変動損益(は益)	-	7,553
投資事業組合運用損益(は益)	6,447	576
持分法による投資損益(は益)	29,861	40,826
投資有価証券評価損益(は益)	868,633	176,057
投資有価証券売却損益(は益)	-	13,880
固定資産売却益	799	-
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	525,338	496,692
棚卸資産の増減額(は増加)	163,674	90,899
前払費用の増減額(は増加)	12,306	28,408
仕入債務の増減額(は減少)	392,393	52,321
未払金の増減額(は減少)	282,120	72,517
契約負債の増減額(は減少)	39,931	30,462
その他	19,035	57,934
小計	111,024	495,911
利息の受取額	292	3,665
利息の支払額	238	284
補償金の受取額	2,596	4,725
補助金の受取額	-	634,022
手数料の受取額	4,865	1,409
業務受託料の受取額	1,479	236
保険金の受取額	5,137	-
法人税等の支払額	4,186	24,311
営業活動によるキャッシュ・フロー	101,078	123,553

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	100,000	1,100,000
定期預金の払戻による収入	100,000	100,000
有形固定資産の取得による支出	49,525	62,985
有形固定資産の売却による収入	799	-
投資有価証券の取得による支出	221,692	21,141
投資有価証券の売却による収入	-	60,846
投資事業組合からの分配による収入	7,807	699
敷金の差入による支出	10,040	183,389
敷金及び保証金の回収による収入	460	799
その他	2,348	1,159
投資活動によるキャッシュ・フロー	274,539	1,206,331
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	91,656	1,656
非支配株主からの払込みによる収入	30,000	87,500
リース債務の返済による支出	-	713
新株予約権の行使による株式の発行による収入	21,658	19,210
新株予約権の発行による収入	1,330	-
自己株式の取得による支出	49	97
財務活動によるキャッシュ・フロー	38,717	104,243
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,140	548
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	417,475	979,082
現金及び現金同等物の期首残高	7,116,707	6,699,232
現金及び現金同等物の期末残高	6,699,232	5,720,149

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

セーフィーベンチャーズ株式会社

Kix株式会社

SAFIE VIETNAM CO., LTD.

セーフィーセキュリティ株式会社

セーフィーグロースパートナーズ株式会社

セーフィーフィールドワークス株式会社

SAFIE (THAILAND) CO., LTD.

上記のうち、セーフィーセキュリティ株式会社を2025年1月6日付で、セーフィーグロースパートナーズ株式会社を2025年7月1日付で、セーフィーフィールドワークス株式会社を2025年11月4日付で、SAFIE (THAILAND) CO., LTD.を2025年12月26日付で新たに設立したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社名

MUSVI株式会社

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Kix株式会社、セーフィーセキュリティ株式会社及びセーフィーフィールドワークス株式会社の事業年度の末日は10月31日であり、連結財務諸表の作成に当たっては、同社の事業年度の末日現在の財務諸表を使用しております。

連結子会社のうち、SAFIE VIETNAM CO., LTD.及びSAFIE (THAILAND) CO., LTD.の事業年度の末日は9月30日であり、連結財務諸表の作成に当たっては、同社の事業年度の末日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に発生した重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

上記以外の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

棚卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～5年

工具、器具及び備品 2～18年

車両運搬具 2年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

スポット収益

主にカメラ機器等の販売であり、顧客との販売契約等に基づいてカメラ機器等を引き渡す履行義務を負っております。カメラ機器等の販売については、顧客に物品を引き渡した時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおよそ1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

リカーリング収益

主にSaaS型クラウドサービス及びレンタルサービスであり、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり均一のサービスを提供しているため、履行義務の充足の進捗度（時の経過）に応じて収益を計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおよそ1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建予定取引

ヘッジ方針

為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の支払見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

創立費

5年間の定額法により償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

1. 非上場株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
投資有価証券のうち、 非上場株式	346,192	100,974
投資有価証券のうち、 投資事業組合への出資	145,016	143,267
投資有価証券評価損	868,633	176,057

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式については、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当社グループは、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、発行会社の1株当たり純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っております。当該非上場株式の評価にあたっては、投資先企業の超過収益力等に毀損が生じた際に、これを反映した実質価額が取得価額の50%程度以上低下している場合は、取得価額を実質価額まで減損する処理を行っております。投資先企業の投資時における超過収益力の毀損の有無を検討するにあたっては、事業計画の達成状況、将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案し、検討を行っております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の投資先の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	487	15,457
無形固定資産	-	-
投資その他の資産(注)	-	-
減損損失	54,317	66,600

(注) 固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ割引前将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌連結会計年度に減損処理が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 電子記録債権及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
電子記録債権	12,600千円	18,743千円
売掛金	2,235,019	2,726,538

- 2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
投資有価証券(株式)	50,689千円	2,310千円

- 3 当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	850,000千円	850,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	850,000	850,000

(連結損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 期末棚卸資産は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損(は戻入益)が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
	3,738千円	16,328千円

- 3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料及び手当	2,658,584千円	2,930,857千円
広告宣伝費	661,463	747,181
研究開発費	784,884	1,588,761
賞与引当金繰入額	186,480	175,928
貸倒引当金繰入額	1,420	4,048

4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
	784,884千円	1,588,761千円

5 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
工具、器具及び備品	799千円	- 千円
計	799	-

6 補助金収入

前連結会計年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が公募した「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業/データ・生成AIの利活用に係る先進事例に関する調査」により交付されたものであります。

7 減損損失

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社名	場所	用途	種類	減損損失 (千円)
セーフィー株式会社	東京都品川区	事業用資産	工具、器具及び備品	22,308
			その他（投資その他の資産）	1,376
	大阪府大阪市	事業用資産	建物	20,746
			工具、器具及び備品	1,981
			その他（投資その他の資産）	7,689
	タイ バンコク	事業用資産	工具、器具及び備品	213
合計				54,317

資産のグルーピング方法

当社グループは各社単位でグルーピングを行っております。

減損損失に至った経緯

セーフィー株式会社は、当連結会計年度において直近の業績動向を踏まえ中長期の事業計画を見直し、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額のうち当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、その価額は売却見込額により算定しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社名	場所	用途	種類	減損損失 (千円)
セーフィー株式会社	東京都品川区	事業用資産	建物	5,666
			工具、器具及び備品	30,429
			リース資産	9,880
			その他（有形固定資産）	19,267
			その他（投資その他の資産）	1,140
	タイ バンコク	事業用資産	工具、器具及び備品	216
合計				66,600

資産のグルーピング方法

当社グループは各社単位でグルーピングを行っております。

減損損失に至った経緯

セーフィー株式会社は、当連結会計年度において直近の業績動向を踏まえ中長期の事業計画を見直し、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額のうち当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、その価額は売却見込額により算定しております。

8 投資有価証券評価損

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

当社子会社が保有する投資有価証券の一部（非上場株式2銘柄）について、取得価額に比べて実質価格が著しく下落したため、投資有価証券評価損を計上しております。

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

当社子会社が保有する投資有価証券の一部（非上場株式4銘柄）について、取得価額に比べて実質価格が著しく下落したため、投資有価証券評価損を計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	16,336千円	27,403千円
組替調整額	-	13,880
法人税等及び税効果調整前	16,336	13,523
法人税等及び税効果額	5,002	4,424
その他有価証券評価差額金	11,334	9,098
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	-	8,032
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	-	8,032
法人税等及び税効果額	-	2,459
繰延ヘッジ損益	-	5,572
為替換算調整勘定：		
当期発生額	3,238	757
為替換算調整勘定	3,238	757
その他の包括利益合計	8,096	15,429

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	55,256,695	193,155	-	55,449,850
合計	55,256,695	193,155	-	55,449,850
自己株式				
普通株式(注)2	14,293	5,514	-	19,807
合計	14,293	5,514	-	19,807

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加193,155株は、新株予約権の権利行使に伴う新株式の発行による増加130,000株及び譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加63,155株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,514株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加5,448株及び単元未満株式の買取り66株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	12,720
合計		-	-	-	-	-	12,720

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	55,449,850	279,915	-	55,729,765
合計	55,449,850	279,915	-	55,729,765
自己株式				
普通株式(注)2	19,807	12,725	-	32,532
合計	19,807	12,725	-	32,532

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加279,915株は、新株予約権の権利行使に伴う新株式の発行による増加218,000株及び譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加61,915株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加12,725株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加12,625株及び単元未満株式の買取り100株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	32,797
合計		-	-	-	-	-	32,797

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	6,799,232千円	6,820,149千円
預入期間が3か月を超える定期預金	100,000	1,100,000
現金及び現金同等物	6,699,232	5,720,149

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産 主として、植物栽培装置であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内	361,406	367,720
1年超	892,202	535,114
合計	1,253,608	902,834

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、人員計画や設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入及び増資）を調達しております。また、当社グループは、資金運用については原則として短期的な預金等に限定しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務提携に関する株式及び投資育成を目的とした非上場株式及び投資事業組合への出資であります。これらは、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日のものであります。また、その一部には外貨建債務があり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（先物為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金は、主に営業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、法務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、長期借入金の金利変動リスクについて、分割弁済によりその影響を緩和するとともに、経営企画部において管理しております。

外貨建債務の一部については、為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。当該デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた内規に従って実行されております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、経営企画部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、手元流動性を確保するために、当座貸越契約を締結しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券			
その他有価証券	76,634	76,634	-
資産計	76,634	76,634	-
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,548	2,533	14
負債計	2,548	2,533	14

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券			
その他有価証券	84,373	84,373	-
資産計	84,373	84,373	-
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	892	891	0
負債計	892	891	0
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	8,032	8,032	-

- 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」並びに「未払法人税等」については、現金であること、並びに預金、電子記録債権、売掛金、買掛金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)	当連結会計年度(千円)
非上場株式	346,192	100,974

- 持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、時価の算定に関する会計基準の適用指針第24-16項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める事項を注記しておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は前連結会計年度145,016千円、当連結会計年度143,267千円であります。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
 前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,799,232	-	-	-
電子記録債権	12,600	-	-	-
売掛金	2,235,019	-	-	-
合計	9,046,852	-	-	-

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,820,149	-	-	-
電子記録債権	18,743	-	-	-
売掛金	2,726,538	-	-	-
合計	9,565,431	-	-	-

2. 長期借入金(1年内返済予定のものを含む)の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,656	892	-	-	-	-
合計	1,656	892	-	-	-	-

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	892	-	-	-	-	-
合計	892	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
 前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	45,000	-	-	45,000
その他	-	-	31,634	31,634
資産計	45,000	-	31,634	76,634

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	53,065	-	-	53,065
その他	-	-	31,308	31,308
デリバティブ取引	-	8,032	-	8,032
資産計	53,065	8,032	31,308	92,405

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	2,533	-	2,533
負債計	-	2,533	-	2,533

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	891	-	891
負債計	-	891	-	891

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル1の時価に分類しております。その他はSAFE投資であります。SAFE投資は金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨関連取引の時価の算定は、取引先金融機関から入手した時価情報によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

固定金利によるものの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	投資有価証券	合計
	その他有価証券	
	その他	
期首残高	-	-
当期の損益又はその他の包括利益	2,454	2,454
購入、売却、発行及び決済の純額	29,180	29,180
期末残高	31,634	31,634

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	投資有価証券	合計
	その他有価証券	
	その他	
期首残高	31,634	31,634
当期の損益又はその他の包括利益	326	326
購入、売却、発行及び決済の純額	-	-
期末残高	31,308	31,308

(2) 時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、時価の算定に関する会計方針等に従い、時価を算定しております。時価の算定にあたっては、対象となる資産の性質、特性及びリスクに応じて時価のレベルの分類及び時価の算定に用いられた評価技法の適切性を考慮しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	45,000	30,000	15,000
その他	31,634	29,180	2,454
計	76,634	59,180	17,454

投資事業組合への出資(連結貸借対照表計上額145,016千円)及び非上場株式(連結貸借対照表計上額295,502千円)については、市場価格がないことから記載していません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	53,065	22,500	30,565
その他	31,308	29,180	2,128
計	84,373	51,680	32,693

投資事業組合への出資(連結貸借対照表計上額143,267千円)及び非上場株式(連結貸借対照表計上額100,974千円)については、市場価格がないことから記載していません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	60,846	13,880	-
その他	-	-	-
合計	60,846	13,880	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券の非上場株式について868,633千円減損処理を行っております
 当連結会計年度において、投資有価証券の非上場株式について176,057千円減損処理を行っております。

なお、市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、投資先企業の超過収益力等に毀損が生じた際に、これを反映した実質価額が取得価額の50%程度以上低下している場合には、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	101,115	-	8,032

(ストック・オプション等関係)

(ストック・オプション)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	7,438千円	20,343千円

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

決議年月日	2015年10月23日取締役会 第1回新株予約権 (ストック・オプション)	2017年4月14日取締役会 第4回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社取締役3 当社使用人6	当社使用人12
株式の種類別のストック ・オプションの数 (注)1	普通株式1,624,000株	普通株式1,250,000株
付与日	2016年1月1日	2017年4月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(注)2	自2017年10月24日 至2025年10月23日	自2019年4月15日 至2027年4月14日

決議年月日	2018年6月21日取締役会 第5回新株予約権 (ストック・オプション)	2018年12月20日取締役会 第6回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社使用人20	当社使用人15
株式の種類別のストック ・オプションの数 (注)1	普通株式1,080,000株	普通株式550,000株
付与日	2018年6月21日	2018年12月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(注)2	自2020年6月22日 至2028年6月21日	自2020年12月21日 至2028年12月20日

決議年月日	2019年5月23日取締役会 第8回新株予約権 (自社株式オプション)	2019年10月4日取締役会 第9回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び 人数(名)	外部協力者1	当社取締役4
株式の種類別のストック ・オプションの数 (注)1	普通株式10,000株	普通株式666,000株
付与日	2019年6月3日	2019年10月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(注)2	自2019年6月3日 至2026年5月31日	自2019年10月31日 至2029年10月30日

決議年月日	2019年10月4日取締役会 第10回新株予約権 (ストック・オプション)	2020年8月19日取締役会 第12回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社使用人43	当社取締役2 当社使用人61
株式の種類別のストック ・オプションの数 (注)1	普通株式610,000株	普通株式289,000株
付与日	2019年10月4日	2020年8月19日

決議年月日	2019年10月4日取締役会 第10回新株予約権 (ストック・オプション)	2020年8月19日取締役会 第12回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(注)2	自2021年10月5日 至2029年10月4日	自2022年8月20日 至2030年8月19日

決議年月日	2021年6月14日取締役会 第13回新株予約権 (ストック・オプション)	2024年3月14日取締役会 第14回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社取締役4 当社監査役3 当社使用人64	当社使用人5
株式の種類別のストッ ク・オプションの数 (注)1	普通株式637,500株	普通株式38,000株
付与日	2021年6月14日	2024年3月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(注)2	自2023年6月15日 至2031年6月14日	自2024年3月29日 至2034年3月28日

決議年月日	2024年3月14日取締役会 第15回新株予約権 (ストック・オプション)	2024年12月19日取締役会 第16回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社使用人5	当社使用人9
株式の種類別のストッ ク・オプションの数 (注)1	普通株式38,000株	普通株式63,000株
付与日	2024年3月29日	2025年1月6日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(注)2	自2024年3月29日 至2034年3月28日	自2025年1月6日 至2035年1月5日

決議年月日	2024年12月19日取締役会 第17回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社使用人 8
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注) 1	普通株式50,400株
付与日	2025年 1 月 6 日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(注) 2	自2025年 1 月 6 日 至2035年 1 月 5 日

- (注) 1 . 株式数に換算して記載しております。また、2021年 6 月 4 日付株式分割 (1 株につき1,000株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 . 第 8 回新株予約権、第 9 回新株予約権、第14回新株予約権、第15回新株予約権、第16回新株予約権及び第17回新株予約権を除き、新株予約権割当契約において、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ行使することができる旨が定めてあります。

(2) ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	2015年10月23日取締役会 第1回新株予約権 (ストック・オプション)	2017年4月14日取締役会 第4回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	120,000	20,000
権利確定	-	-
権利行使	120,000	20,000
失効	-	-
未行使残	-	-

決議年月日	2018年6月21日取締役会 第5回新株予約権 (ストック・オプション)	2018年12月20日取締役会 第6回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	137,000	20,000
権利確定	-	-
権利行使	50,000	-
失効	-	-
未行使残	87,000	20,000

決議年月日	2019年5月23日取締役会 第8回新株予約権 (自社株式オプション)	2019年10月4日取締役会 第9回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	10,000	494,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	10,000	494,000

決議年月日	2019年10月4日取締役会 第10回新株予約権 (ストック・オプション)	2020年8月19日取締役会 第12回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	221,000	193,000
権利確定	-	-
権利行使	11,000	17,000
失効	-	1,000
未行使残	210,000	175,000

決議年月日	2021年6月14日取締役会 第13回新株予約権 (ストック・オプション)	2024年3月14日取締役会 第14回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	38,000
付与	-	-
失効	-	7,600
権利確定	-	-
未確定残	-	30,400
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	591,500	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	5,000	-
未行使残	586,500	-

決議年月日	2024年3月14日取締役会 第15回新株予約権 (ストック・オプション)	2024年12月19日取締役会 第16回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	38,000	-
付与		63,000
失効	7,600	6,300
権利確定	-	-
未確定残	30,400	56,700
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

決議年月日	2024年12月19日取締役会 第17回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	50,400
失効	6,300
権利確定	-
未確定残	44,100
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 2021年6月4日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	2015年10月23日取締役会 第1回新株予約権 (ストック・オプション)	2017年4月14日取締役会 第4回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	13	13
行使時平均株価 (円)	1,088	1,088
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

決議年月日	2018年6月21日取締役会 第5回新株予約権 (ストック・オプション)	2018年12月20日取締役会 第6回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	125	125
行使時平均株価 (円)	1,088	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

決議年月日	2019年10月4日取締役会 第8回新株予約権 (ストック・オプション)	2019年10月4日取締役会 第9回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	485	400
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

決議年月日	2019年10月4日取締役会 第10回新株予約権 (自社株式オプション)	2020年8月19日取締役会 第12回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	400	410
行使時平均株価 (円)	770	1,052
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

決議年月日	2021年6月14日取締役会 第13回新株予約権 (ストック・オプション)	2024年3月14日取締役会 第14回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	2,430	650
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	413

決議年月日	2024年3月14日取締役会 第15回新株予約権 (ストック・オプション)	2024年12月19日取締役会 第16回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	764	855
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	393	423

決議年月日	2024年12月19日取締役会 第17回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	855
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	423

(注) 2021年6月4日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権から第13回新株予約権まではストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であったため、ストック・オプション等の公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

(1) 第16回新株予約権

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性(注)1	63.74%
予想残存期間(注)2	6.5年
予想配当(注)3	0円/株
無リスク利率(注)4	0.797%

(注)1. 2021年9月29日(上場日)から2025年1月6日までの週次の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2024年12月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(2) 第17回新株予約権

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性(注)1	63.74%
予想残存期間(注)2	6.5年
予想配当(注)3	0円/株
無リスク利率(注)4	0.797%

(注)1. 2021年9月29日(上場日)から2025年1月6日までの週次の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2024年12月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプション等の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 475,265千円

(2) 当連結会計年度において権利行使された
 ストック・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額 213,634千円

(譲渡制限付株式報酬)

当社は、2022年3月30日開催、2023年3月30日開催、2024年3月28日開催及び2025年3月27日開催の取締役会決議により、それぞれ以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行っております。

なお、これらの取引は会社法第202条の2に基づいて、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする取引ではないため、「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」(実務対応報告第41号 2021年1月28日)は適用されません。

1. 譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	38,060	45,890

2. 譲渡制限付株式の内容

	2022年4月 譲渡制限付株式報酬	2023年4月 譲渡制限付株式報酬	2024年4月 譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社執行役員 5 当社使用人 19	当社取締役 5 当社執行役員 5 当社使用人 28	当社取締役 4 当社執行役員 4 当社使用人 36
株式の種類及び付与された株式数	普通株式19,476株	普通株式51,219株	普通株式63,155株
付与日	2022年4月14日	2023年4月14日	2024年4月12日
譲渡制限解除条件	(注)1	(注)2	(注)3
譲渡制限期間	自 2022年4月14日 至 2026年4月13日	自 2023年4月14日 至 2027年4月13日	自 2024年4月12日 至 2028年4月11日

	2025年4月 譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社執行役員 5 当社使用人 43
株式の種類及び付与された株式数	普通株式61,915株
付与日	2025年4月11日
譲渡制限解除条件	(注)4
譲渡制限期間	自 2025年4月11日 至 2029年4月10日

- (注) 1. 割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2022年4月から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。
2. 割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2023年4月から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。
3. 割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2024年4月から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。
4. 割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2025年4月から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

3. 譲渡制限付株式の規模及びその変動状況

	2022年4月 譲渡制限付株式報酬	2023年4月 譲渡制限付株式報酬	2024年4月 譲渡制限付株式報酬
譲渡制限解除前 (株)			
前連結会計年度末	12,129	38,900	63,155
付与	-	-	-
無償取得	-	5,186	5,524
譲渡制限解除	-	-	-
未解除残	12,129	33,714	57,631

	2025年4月 譲渡制限付株式報酬
譲渡制限解除前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	61,915
無償取得	1,915
譲渡制限解除	-
未解除残	60,000

4. 付与日における公正な評価単価の見積り方法

恣意性を排除した価額とするため譲渡制限付株式の付与に係る取締役会決議の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値としております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	725,842千円	475,755千円
ソフトウェア	575,556	926,342
投資有価証券評価損	266,017	329,286
減損損失	109,457	113,937
賞与引当金	57,109	64,521
株式報酬費用	27,858	37,209
未払事業税	18,704	34,196
未払費用	18,271	27,726
一括償却資産	7,597	12,222
差入保証金	4,654	4,860
その他	16,218	13,366
繰延税金資産小計	1,827,287	2,039,425
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	725,842	405,881
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,101,445	1,222,126
評価性引当額小計(注1)	1,827,287	1,628,008
繰延税金資産合計	-	411,416
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	5,507	9,931
繰延ヘッジ損益	-	2,459
繰延税金負債合計	5,507	12,390
繰延税金資産の純額	-	408,660
繰延税金負債()の純額	5,507	9,634

(表示方法の変更)

前連結会計年度において「その他」に含めていた、「株式報酬費用」は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「その他」44,077千円は、「株式報酬費用」27,858円及び「その他」16,218千円として組替えております。

(注)1. 評価性引当額が199,279千円減少しております。この減少の主な内容は、当社におけるソフトウェアに係る評価性引当額の増加173,249千円及び税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当金の減少319,960千円によるものです。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (注1)	6,256	54,932	-	61,024	133,868	469,758	725,842
評価性引当額	6,256	54,932	-	61,024	133,868	469,758	725,842
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (注1)	-	-	-	3,824	10,772	461,158	475,755
評価性引当額	-	-	-	3,824	10,772	391,284	405,881
繰延税金資産	-	-	-	-	-	69,873	(注2) 69,873

(注) 1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	-	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	8.4
評価性引当額の増減	-	89.2
住民税均等割	-	2.9
税額控除	-	15.3
持分法による投資損益	-	4.5
持分変動損益	-	0.8
その他	-	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	56.8

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
リカーリング収益	10,491,209	13,114,145
スポット収益	4,558,649	5,914,881
顧客との契約から生じる収益	15,049,858	19,029,026
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	15,049,858	19,029,026

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,714,984	2,247,619
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,247,619	2,745,281
契約資産(期首残高)	8,534	1,219
契約資産(期末残高)	1,219	-
契約負債(期首残高)	95,703	55,771
契約負債(期末残高)	55,771	86,199

契約負債は、主に顧客から契約期間分の対価を一括で受領すること等による前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。前連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、90,043千円であります。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、47,021千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産の金額が僅少のため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産の金額が僅少のため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	153.97円	162.76円
1株当たり当期純利益又は当期純損失()	28.07円	7.88円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	7.78円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失()(千円)	1,552,485	437,887
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失()(千円)	1,552,485	437,887
普通株式の期中平均株式数(株)	55,315,598	55,578,281
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	672,500
(うち新株予約権(株))	-	(4,476)
(うちストック・オプション(株))	-	(668,024)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>第13回新株予約権(新株予約権の数5,915個(普通株式591,500株))</p> <p>第15回新株予約権(新株予約権の数380個(普通株式38,000株))</p> <p>なお、概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>第13回新株予約権(新株予約権の数5,865個(普通株式586,500株))</p> <p>第14回新株予約権(新株予約権の数304個(普通株式30,400株))</p> <p>第15回新株予約権(新株予約権の数304個(普通株式30,400株))</p> <p>第16回新株予約権(新株予約権の数567個(普通株式56,700株))</p> <p>第17回新株予約権(新株予約権の数441個(普通株式44,100株))</p> <p>なお、概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,656	892	1.1	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	1,437	4.7	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	892	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	8,927	4.7	2027年1月~ 2032年5月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	2,548	11,256	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,498	1,562	1,629	1,700

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	4,223,512	8,713,312	13,464,683	19,029,026
税金等調整前中間(当期)(四半期) 純利益又は税金等調整前中間(当期) (四半期)純損失()(千円)	55,900	145,299	221,098	278,610
親会社株主に帰属する中間(当期) (四半期)純利益又は親会社株主に帰 属する中間(当期)(四半期)純損失 ()(千円)	62,615	37,974	39,138	437,887
1株当たり中間(当期)(四半期)純 利益又は1株当たり中間(当期)(四 半期)純損失()(円)	1.13	0.68	0.70	7.88

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当 たり四半期純損失()(円)	1.13	1.81	0.02	7.16

(注) 第1四半期及び第3四半期については、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,656,289	6,312,798
電子記録債権	12,600	18,743
売掛金	1 2,229,598	1 2,717,325
契約資産	1,219	-
商品	783,049	864,698
貯蔵品	10,487	27,667
前払費用	284,777	317,110
関係会社短期貸付金	-	100,000
その他	1 102,081	1 124,012
貸倒引当金	4,995	7,859
流動資産合計	10,075,107	10,474,496
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,458	11,792
減価償却累計額	11,458	11,792
建物(純額)	-	-
工具、器具及び備品	32,904	32,460
減価償却累計額	32,904	32,460
工具、器具及び備品(純額)	-	-
リース資産	-	119
減価償却累計額	-	119
リース資産(純額)	-	-
その他	-	1,222
減価償却累計額	-	1,222
その他(純額)	-	-
有形固定資産合計	-	-
投資その他の資産		
投資有価証券	145,016	143,267
関係会社株式	520,870	472,017
関係会社長期貸付金	156,180	175,680
繰延税金資産	-	408,500
その他	207,121	390,649
投資その他の資産合計	1,029,188	1,590,115
固定資産合計	1,029,188	1,590,115
資産合計	11,104,296	12,064,612

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,081,782	1,036,978
1年内返済予定の長期借入金	1,656	892
未払金	1,608,507	1,716,343
未払費用	1,332,613	1,427,374
未払法人税等	74,365	321,314
契約負債	1,55,731	1,84,932
預り金	29,012	19,205
賞与引当金	186,480	210,715
その他	15,999	17,437
流動負債合計	2,386,149	2,835,194
固定負債		
長期借入金	892	-
繰延税金負債	914	-
その他	40,000	32,927
固定負債合計	41,806	32,927
負債合計	2,427,955	2,868,121
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,617,220	5,651,180
資本剰余金		
資本準備金	7,175,470	7,209,430
その他資本剰余金	927,132	927,132
資本剰余金合計	8,102,602	8,136,562
利益剰余金		
その他利益剰余金		
オープンイノベーション促進税制積立金	25,000	25,000
繰越利益剰余金	5,083,057	4,654,954
利益剰余金合計	5,058,057	4,629,954
自己株式	216	313
株主資本合計	8,661,548	9,157,474
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,071	646
繰延ヘッジ損益	-	5,572
評価・換算差額等合計	2,071	6,218
新株予約権	12,720	32,797
純資産合計	8,676,340	9,196,490
負債純資産合計	11,104,296	12,064,612

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1 15,024,401	1 18,914,187
売上原価	1 7,703,575	1 9,465,308
売上総利益	7,320,825	9,448,879
販売費及び一般管理費	1, 2 7,856,886	1, 2 9,472,806
営業損失()	536,061	23,927
営業外収益		
受取利息	1 3,018	1 4,544
受取手数料	4,860	1,371
受取補償金	2,596	4,971
業務受託料	1 18,256	1 21,422
保険差益	197	-
その他	199	22
営業外収益合計	29,129	32,332
営業外費用		
支払利息	238	284
為替差損	13,916	2,784
投資事業組合運用損	6,447	576
その他	383	232
営業外費用合計	20,985	3,878
経常利益又は経常損失()	527,917	4,525
特別利益		
固定資産売却益	799	-
補助金収入	-	634,022
新株予約権戻入益	-	266
特別利益合計	799	634,288
特別損失		
減損損失	54,317	66,600
関係会社株式評価損	867,347	303,533
特別損失合計	921,665	370,134
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	1,448,782	268,680
法人税、住民税及び事業税	13,500	251,834
法人税等調整額	-	411,257
法人税等合計	13,500	159,422
当期純利益又は当期純損失()	1,462,283	428,103

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)			
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
商品原価							
1 期首商品棚卸高		968,061			783,049		
2 当期商品仕入高		3,149,158			3,892,050		
合計		4,117,220			4,675,100		
3 他勘定振替高	1	153,995			126,754		
4 期末商品棚卸高		783,049	3,180,175	41.3	864,698	3,683,647	38.9
経費	2		4,523,400	58.7		5,781,660	61.1
売上原価			7,703,575	100.0		9,465,308	100.0

(注) 1. 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度(千円) (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
販売費及び一般管理費	153,995	126,754
合計	153,995	126,754

2. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度(千円) (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
通信費	2,635,482	3,166,272

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				オープンイノ ベーション促 進税制積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	5,584,350	7,142,600	927,132	8,069,732	25,000	3,620,774	3,595,774
当期変動額							
新株の発行	19,988	19,988		19,988			
新株の発行 （新株予約権の行使）	12,881	12,881		12,881			
当期純損失（ ）						1,462,283	1,462,283
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	32,870	32,870	-	32,870	-	1,462,283	1,462,283
当期末残高	5,617,220	7,175,470	927,132	8,102,602	25,000	5,083,057	5,058,057

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	167	10,058,141	1,144	1,144	3,952	10,063,237
当期変動額						
新株の発行		39,977				39,977
新株の発行 （新株予約権の行使）		25,763				25,763
当期純損失（ ）		1,462,283				1,462,283
自己株式の取得	49	49				49
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			927	927	8,768	9,695
当期変動額合計	49	1,396,592	927	927	8,768	1,386,897
当期末残高	216	8,661,548	2,071	2,071	12,720	8,676,340

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				オープンイノ ベーション促 進税制積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	5,617,220	7,175,470	927,132	8,102,602	25,000	5,083,057	5,058,057
当期変動額							
新株の発行	24,239	24,239		24,239			
新株の発行 （新株予約権の行使）	9,720	9,720		9,720			
当期純利益						428,103	428,103
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	33,959	33,959	-	33,959	-	428,103	428,103
当期末残高	5,651,180	7,209,430	927,132	8,136,562	25,000	4,654,954	4,629,954

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	216	8,661,548	2,071	-	2,071	12,720	8,676,340
当期変動額							
新株の発行		48,479					48,479
新株の発行 （新株予約権の行使）		19,440					19,440
当期純利益		428,103					428,103
自己株式の取得	97	97					97
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,425	5,572	4,147	20,077	24,224
当期変動額合計	97	495,925	1,425	5,572	4,147	20,077	520,150
当期末残高	313	9,157,474	646	5,572	6,218	32,797	9,196,490

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～5年

工具、器具及び備品 2～18年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

6．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) スポット収益

主にカメラ機器等の販売であり、顧客との販売契約等に基づいてカメラ機器等を引き渡す履行義務を負っております。カメラ機器等の販売については、顧客に物品を引き渡した時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおよそ1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) リカーリング収益

主にSaaS型クラウドサービス及びレンタルサービスであり、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり均一のサービスを提供しているため、履行義務の充足の進捗度（時の経過）に応じて収益を計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおよそ1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

7．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約
ヘッジ対象	外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の支払見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため、決算日における有効性の評価を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 非上場株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式のうち、 非上場株式	520,870	472,017
投資有価証券のうち、 投資事業組合への出資	145,016	143,267
関係会社株式評価損	867,347	303,533

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式については、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

当該非上場株式の評価にあたっては、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額を基礎とした実質価額が取得価額と比べて50%以上低下したものについては、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き減損する処理を行っております。

また、会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得しているものについては、投資先企業の超過収益力等に毀損が生じた際に、これを反映した実質価額が取得価額の50%程度以上低下している場合は、取得価額を実質価額まで減損する処理を行っております。投資先企業の投資時における超過収益力の毀損の有無を検討するにあたっては、事業計画の達成状況、将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案し、検討を行っております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の投資先の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の財務諸表において、重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	-	-
無形固定資産	-	-
投資その他の資産(注)	-	-
減損損失	54,317	66,600

(注) 固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額的前提とした条件や仮定に変更が生じ割引前将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌事業年度に減損処理が必要となる可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	-	408,500

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に依存します。

このうち、将来の課税所得の見積りは、経営者が作成した事業計画を基礎としておりますが、当該事業計画における売上高の増加見込みには、課金カメラ台数の増加という主要な仮定が含まれており、不確実性を伴います。そのため、この仮定に関する経営者による判断が翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
短期金銭債権	1,886千円	13,814千円
短期金銭債務	493	54,072

2 当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	850,000千円	850,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	850,000	850,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	3,839千円	19,878千円
売上原価	2,700	700
販売費及び一般管理費	10,970	34,364
営業取引以外の取引による取引高	19,528	22,307

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度23%、当事業年度22%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度77%、当事業年度78%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料及び手当	2,639,349千円	2,875,698千円
広告宣伝費	661,299	746,973
研究開発費	784,884	1,588,761
賞与引当金繰入額	186,480	175,928
貸倒引当金繰入額	1,420	4,063
減価償却費	2,088	2,173

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
子会社株式	420,870	469,707
関連会社株式	100,000	2,310

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	627,698千円	354,351千円
ソフトウェア	575,556	926,342
関係会社株式評価損	265,623	369,061
減損損失	109,456	113,937
賞与引当金	57,109	64,521
株式報酬費用	27,858	37,209
未払事業税	18,704	34,196
未払費用	18,196	27,565
一括償却資産	7,561	12,199
差入保証金	4,654	4,860
その他	16,218	13,166
繰延税金資産小計	1,728,638	1,957,412
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	627,698	284,477
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,100,940	1,261,677
評価性引当額小計	1,728,638	1,546,155
繰延税金資産合計	-	411,257
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	-	2,459
その他有価証券評価差額金	914	297
繰延税金負債合計	914	2,756
繰延税金資産の純額	-	408,500
繰延税金負債()の純額	914	-

(表示方法の変更)

前事業年度において「その他」に含めていた、「株式報酬費用」は重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「その他」44,077千円は、「株式報酬費用」27,858円及び「その他」16,218千円として組替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	-	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	8.7
評価性引当額の増減	-	85.5
住民税均等割	-	2.4
税額控除	-	15.9
その他	-	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	59.3

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区 分	資産の種 類	当期首残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末残 高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	-	6,000	5,666 (5,666)	334	-	11,792
	工具、器具及び備品	-	32,830	30,646 (30,646)	2,183	-	32,460
	リース資産	-	10,000	9,880 (9,880)	119	-	119
	その他	-	20,489	19,267 (19,267)	1,222	-	1,222
	計	-	69,320	65,460 (65,460)	3,859	-	45,594

- (注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
 2. 「建物」の「当期増加額」は本社オフィス改装工事によるものであります。
 3. 「工具、器具及び備品」の「当期増加額」は業務用パソコンの購入等によるものであります。
 4. 「リース資産」の「当期増加額」は北本センター植物装置の設置によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4,995	7,859	4,995	7,859
賞与引当金	186,480	210,715	186,480	210,715

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL https://safie.co.jp/ir
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第11期）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月28日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

（第12期中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月8日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2025年3月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月27日

セーフィー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中山 博樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 倫哉
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーフィー株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーフィー株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

セーフィー株式会社の繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産408,660千円が計上されている。連結財務諸表注記（税効果会計関係）に記載のとおり、繰延税金負債との相殺前の金額は411,416千円であり、全額セーフィー株式会社（以下、会社）において計上されている。</p> <p>連結財務諸表注記「（重要な会計上の見積り）繰延税金資産の回収可能性」に記載のとおり、繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識する。</p> <p>当該繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリング等に依存する。</p> <p>このうち、将来の課税所得の見積りは、経営者が作成した事業計画を基礎として行われるが、当該事業計画における売上高の増加見込みには、課金カメラ台数の増加という主要な仮定が含まれており、不確実性を伴う。そのため、この仮定に関する経営者による判断が繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、会社の繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>繰延税金資産の回収可能性に関する判断に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画の策定に関連する内部統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2) 将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画の評価</p> <p>将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画に含まれる主要な仮定の適切性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問するとともに、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画に織り込まれている課金カメラ台数の増加による売上高の増加見込みについて、過去の実績及び期末日後の直近の販売実績との比較分析を実施した。 ・ 事業計画に含まれる新規受注の獲得見込みについて、主要な顧客との交渉状況がわかる資料を閲覧した。 ・ 事業計画における将来の売上高の成長率について、外部機関が公表する市場データや、過去の売上高成長率との比較により評価した。 ・ 過去の事業計画の達成状況と差異要因の検討を実施するとともに、過去の達成状況を踏まえて、事業計画の実現可能性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、セーフィー株式会社の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、セーフィー株式会社が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

セーフィー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 博樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 倫哉

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーフィー株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーフィー株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

（繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性）

個別財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「セーフィー株式会社の繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。